

文化と人を未来につなぐ

八雲の教育

第2期八雲町教育推進計画（後期）

八 雲 町 教 育 委 員 会

「ウェルビーイングを目指し、その礎となる力の育成を」



八雲町教育委員会

教育長 土井 寿彦

令和4年12月2日に、八雲町の教育の基盤となる「第2期八雲町教育推進計画（後期）」について、八雲町教育推進計画策定委員会から答申をいただき、12月6日開催の教育委員会会議において正式に決定いたしました。

多くの機会と長い時間を費やし、検討を重ね草案をいただきました小林元彦会長をはじめ策定委員会の委員各位のご尽力に深く感謝申し上げます。

さて、国内においては人口減少・少子化が加速するとともに、世界全体が新型コロナウイルス感染症に覆われるなど、これまでの想定を超えた事象が起こっています。

一方、教育界でも、急速な技術革新から超スマート社会への移行が予測される中、コロナ禍を契機としてオンライン教育を促進する観点から、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せが検討されるなど、新たな学び方について議論が始まりつつあります。

こうした検討の背景には、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残さず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの実現を目指していくことが重要であるという考えがあります。

このような新しい時代においても不易な資質として、子どもたち一人一人が自分の身近なことから、他者のことや社会の様々な問題まで関心を持ち、社会の一員として、自らが主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。

そのために、八雲町教育委員会は、予測困難な時代を迎えても、冷静に社会状況の変化を見定め、答えのない問いに立ち向かうことができるよう、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、生きる力を身に付ける上で真に必要な力を読解力と位置づけ、その向上に町内の全小・中学校の総力を挙げて取り組んでいるところです。

また、町民一人一人が心豊かで充実した生涯を営むために、町づくりや人づくりにしっかりとつながる生涯学習の充実へ転換を図っていくことが重要であると考えています。

八雲町教育委員会としては、令和5年度から「第2期八雲町教育推進計画（後期）」の下、学校や関係機関等と緊密に連携し、その具現化と確実な推進を図ってまいりますので、町民の皆さんに一層のご理解とご支援をお願い申し上げます、発刊に際しての言葉といたします。



八雲町民憲章

[平成18年9月1日制定]

私たちは、太平洋と日本海を持つ町を誇りとし、より豊かな未来をつくるために、この憲章を定めます。

自然を愛し美しい町をつくろう

助け合うあたたかい町にしよう

活気あふれる町にしよう

つねに進歩する町民になろう

「八雲町の花・木・鳥」 町の花 ひまわり

町の木 オンコ

町の鳥 オオワシ

八雲町教育目標

[平成18年12月22日制定]

1 郷土の自然や歴史を愛し育てる 心豊かな人

- 豊かな情操をもち、自然を守り、美しい環境づくりに努めます。
- 郷土の文化や歴史を継承し、その発展に努めます。

2 互いのよさを認めともに励まし 支えあう人

- 助け合い励まし合い、豊かな人間関係づくりに努めます。
- 社会の一員としての自覚をもち、協調性豊かな生活に努めます。

3 たくましい心身で活力ある町づくりをめざし 行動する人

- 働くことに意欲をもち、豊かな地域づくりに努めます。
- スポーツに親しみ、心身共に健康な生活に努めます。

4 よりよい生き方と豊かな未来に向け 学び続ける人

- 創意工夫を生かし、豊かな未来づくりに努めます。
- 主体的に学び、生活の見直しと向上に努めます。

目 次

第1章 総論

第1節	計画策定の意義	1
第2節	計画策定の基本事項	2
	施策の体系	3

第2章 推進計画

第1節	学校教育分野	5
	1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向	
	2 課題解決と改善の基本方向	
領域1	学校経営、教育課程	8
領域2	教科等、特別支援教育	12
領域3	生徒指導、健康・安全教育、キャリア教育	20
領域4	学校と家庭・地域との連携	28
領域5	教育環境	32

第2節 社会教育分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向

2 課題解決と改善の基本方向

領域1 少年教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

領域2 青年・成人教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

領域3 高齢者教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

領域4 家庭教育・地域教育力・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

領域5 芸術文化活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

領域6 文化財活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

領域7 図書館活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

領域8 生涯学習・社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第3節 保健体育分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向

2 課題解決と改善の基本方向

領域1 少年教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

領域2 成人教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

領域3 高齢者教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

領域4 競技スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

領域5 学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

総論

第1章 総論

第1節 計画策定の意義

二つの海を持つ唯一の町である八雲町のこれからの担う子ども一人一人の健やかな育成を目指し、北海道総合教育大綱の基本理念と改訂された学習指導要領などに対応した「第2期八雲町教育推進計画（前期）」策定から5年が経過しました。

この間、我が国においては、平成から令和へと元号が変わり、新しい時代の始まりを迎えるとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行を受けて、人々の社会生活には大きな変化がみられました。学校においても例外ではなく、長期にわたる臨時休業を余儀なくされるなど、子どもたちの学習活動に甚大な影響を受けました。

このような中、八雲町においては、GIGA スクール構想により配付された一人一台端末を学校における新たな基盤的なツールとし、ICT 環境を最大限に活用した学びの保障を進めるとともに、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めるべく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指し、取り組んできました。

併せて、学習指導要領の本質である「生きる力」を確実に子どもたちに育むべく、その礎となる力を「読解力」と位置付けて、町内すべての小学校、中学校で一体となって改善に取り組む施策を開始しました。

今回の「第2期八雲町教育推進計画（後期）」は、前期と同様に「学校教育分野」「社会教育分野」「保健体育分野」の3分野において、これまで成果のあった方策を継続して推進するとともに、社会の変化を捉え、より有効な教育施策を実現していくものとして策定しました。

一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが、その根幹となります。町内すべての中学校区で導入された小中一貫型コミュニティ・スクールを基盤として、学校・家庭・地域・行政という学校教育を支える全ての関係者が、それぞれの役割を果たし互いに連携することで教育推進計画（後期）の実現に向けた必要な改革を果敢に進めていくことが重要であると考えています。

人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、テレワークや遠隔会議等のように社会全体のデジタル化、オンライン化が急速に進むことが予測される今後の社会で、輝き活躍し続ける子どもを育む教育を充実させることは、八雲町の発展・充実に必ずつながります。この教育推進計画をもとに、学校・家庭・地域が協働して、生涯、健康で学び続ける人々を育成し、活気に満ち溢れた八雲町を引き続き創造していきます。

第2節 計画策定の基本事項

名称 第2期八雲町教育推進計画（後期）

期間 令和5年度を初年度とし、9年度までの5か年

第2期後期5か年計画の策定に当たっては、『八雲町民憲章』と『八雲町教育目標』の趣旨や町民の願いや「第2期八雲町教育推進計画（前期）」で取り組まれた具体的方策の実施状況を踏まえ、八雲町教育の現状と課題を基に策定します。

- 1 関係法令や国、道の教育に関する施策を踏まえながら『八雲町民憲章』並びに『八雲町教育目標』の基本理念の具現化に努めます。
- 2 社会の動向や地域環境の変化などを的確にとらえ、具体的に反映するように努めます。
- 3 生涯学習の振興と学校・家庭・地域社会が共に教育の主体者として連携・協働する組織の整備と充実に努めます。
- 4 第2期前期計画における成果や課題を踏まえ、「学校教育分野」、「社会教育分野」、「保健体育分野」の3分野の現状と課題を分析し、今後の課題解決と改善の基本方向を明らかにするように努めます。
- 5 各部門の課題解決と改善の基本方向を受けて、基本目標を定め、具体的な方策を提示できるように努めます。
- 6 3分野相互に連携を図りながら、総合的に推進できる計画を策定します。
- 7 3分野における活動は、計画（P）・実践（D）・評価（C）・改善（A）のマネジメントサイクルを確立し、見直しを図りながら推進します。計画の推進に当たっては、諸情勢に鑑み、具体的方策の成果と課題を明らかにしながら、弾力的に計画を見直し改善を図ります。

教育基本法
第4期教育振興基本計画

北海道教育の基本理念

自立
自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

共生
ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

北海道総合教育大綱

【基本理念】
チャレンジを応援する北海道
チャレンジで夢をかなえる
○夢や課題に、新たな発想で挑戦する人
ふるさとを誇り、自ら動く
○ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人
個性や違いを力にかえる
○互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人

【基本方針】
・新たな社会を生きる力を育む
・子どもの学びと成長の環境を整える
・地域と産業を担う人を育む
・生涯を通じて学び続ける人を育む

北海道教育推進計画

3つの施策の柱
1. 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進
2. 学びの機会を保障し質を高める環境の確立
3. 地域と歩む持続可能な教育の実現

渡島管内
教育推進の重点

八雲町民憲章

八雲町教育目標

八雲町総合計画

・学校教育の充実
・生涯学習の推進
・スポーツの推進
・文化財の保存・活用

学校教育分野

領域1 学校経営 教育課程
基本方向1 学校教育を通して育てたい「生きる力」の理念の具現化を図る学校経営を推進します。
基本方向2 目指す子どもの姿を踏まえた幼稚園や保育園及び高等学校との円滑な接続と、義務教育9年間を見通した教育活動を推進します。
基本方向3 児童生徒の実態や地域の現状等に基づき、「社会に開かれた教育課程」を編成、実施、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立します。
基本方向4 教職員の資質や能力を一層向上させ、学校の組織力の強化を図るとともに、次代の教育を担う高い専門性や使命感をもつ教職員を育成します。

領域2 教科等、特別支援教育
基本方向1 教科等を学ぶ意義を明確にし、学校教育における質の高い学びを実現することで、必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける児童生徒を育成します。
基本方向2 規範意識や公正な判断力を身に付け、自立心や自己肯定感、人間尊重の精神、他者を思いやる心を育成する道徳教育の充実に努めます。
基本方向3 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、互いの情報や考え方を理解したり伝えたりする力の育成を目指した外国語教育の一層の充実に努めます。
基本方向4 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的・協働的な学習など地域の特色を生かし創意工夫した教育活動を展開します。
基本方向5 一人一人の児童生徒や保護者の教育的ニーズを踏まえた個に応じた教育の推進と、合理的配慮に基づく特別支援教育の一層の充実に努めます。

領域3 生徒指導、健康・安全教育、キャリア教育
基本方向1 児童生徒同士の心のふれあいを基盤に据えて、いじめや不登校の問題を解決するための方策を見出すとともに、豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実に努めます。
基本方向2 心身の健康を考える能力や態度とたくましい体を育てる健康・保健指導の充実に努めます。
基本方向3 危機管理意識の高揚と自ら判断して安全な行動をとることができる安全教育の充実に努めます。
基本方向4 自らの人生を切り拓き、生涯にわたってよりよく生きようとする人材の育成を目指すキャリア教育を推進します。

領域4 学校と家庭・地域との連携
基本方向1 学校・保護者・地域が共に教育の主体者として責任をもって地域の教育を推進するコミュニティ・スクールの一層の充実に努めます。
基本方向2 地域における生涯学習、体育・文化活動の拠点として、学校の施設・設備を活用するとともに、地域の学校運営への参画意識の高揚に努めます。

領域5 教育環境
基本方向1 社会の変化や教育改革に対応した豊かな教育活動を推進するために、教育効果の向上に配慮した施設・設備の充実及び教職員の適切な勤務環境の維持・向上に努めます。
基本方向2 児童生徒が安心して通学できる安全な施設・設備の充実に努め、危機管理の徹底に努めます。
基本方向3 地域の教育資源を活用し、情操を育てる芸術・文化活動を推進し、創意ある人材の育成に努めます。
基本方向4 児童生徒や保護者、地域の思いを十分に踏まえた「学びの場」の適正配置に努めます。

社会教育分野

領域1 少年教育
基本方向1 地域の特色を生かした体験活動を推進し、豊かな創造力を育む活動の充実に努めます。
基本方向2 関係機関と連携した少年教育の推進を図る指導者の養成に努めます。
基本方向3 少年活動を支援する体制を整備するとともに、自然環境を保全する学習機会の推進に努めます。

領域2 青年・成人教育
基本方向1 青年・成人の生活環境と学習ニーズを把握し、その学習機会の提供に努めます。
基本方向2 団体活動との連携を図り、ボランティア活動の推進に努めます。
基本方向3 青年活動を推進するリーダーや指導者の発掘と養成に努めます。
基本方向4 男女共同参画社会の推進に努めます。

領域3 高齢者教育
基本方向1 高齢者が生きがいをもち、社会参加の意欲を高める学習機会の拡充に努めます。
基本方向2 仲間づくりや世代間交流を活性化させるとともに、関係団体の自主的な運営の推進に努めます。
基本方向3 関係機関や団体との連携の強化に努めます。

領域4 家庭教育・地域教育力
基本方向1 家庭教育に関する学習意識の啓発と学習機会の充実に努めます。
基本方向2 子育て学習及びプログラム、学習相談体制の充実に努めます。
基本方向3 関係団体と連携した地域の教育力向上に努めます。

領域5 芸術文化活動
基本方向1 芸術文化の鑑賞と発表機会の拡充、芸術文化活動の情報提供に努めます。
基本方向2 町民の豊かな情操を培うために郷土に根ざした文化の育成、各文化関係団体の支援に努めます。
基本方向3 文化のまちづくり意識の高揚に努めます。

領域6 文化財活動
基本方向1 貴重な文化財や埋蔵文化財包蔵地を保護し、周知や活用を図ります。
基本方向2 未指定文化財の適切な指定や地域の特徴的な文化財の調査・研究に努めます。
基本方向3 伝統文化の伝承、文化財保護意識の向上や啓発に努めます。

領域7 図書館活動
基本方向1 町民の生活に即した各分野の情報収集活動を支援する資料提供サービスに努めます。
基本方向2 学校・関係機関・各種団体などとの連携による読書活動の推進に努めます。
基本方向3 利用者の声を反映した図書館運営に努めます。

領域8 生涯学習・社会教育施設
基本方向1 地域の社会的課題を解決できる学習活動を推進し、学習成果の充実に努めます。
基本方向2 社会教育関連施設の整備充実に努めます。

保健体育分野

領域1 少年教育
基本方向1 子どもが安全に過ごせるスポーツ環境を整備し、スポーツ事業を推進します。
基本方向2 スポーツ少年団をはじめジュニアスポーツ団体の活動支援と指導者の養成を推進します。
基本方向3 八雲町の豊かな自然を生かしたスポーツ活動を推進します。

領域2 成人教育
基本方向1 生涯スポーツの普及・推進を図ります。
基本方向2 主体的活動を尊重した各種スポーツ団体の活動支援とリーダーの養成を推進します。
基本方向3 町民の多様なニーズに応えるスポーツ活動の展開を図ります。

領域3 高齢者教育
基本方向1 健康で心豊かなスポーツライフの構築を図ります。
基本方向2 専門的指導者の養成と団体活動を推進します。
基本方向3 関係機関との連携充実に努めます。

領域4 競技スポーツの推進
基本方向1 スポーツ愛好者の拡大と競技力の向上を目指します。
基本方向2 オリンピックや国際スポーツ大会で活躍する選手の育成を推進します。
基本方向3 スポーツへの関心を高めるスポーツ行事を開催します。

基本方向4 スポーツ施設の整備充実に努めます。

領域5 学校給食
基本方向1 学校、家庭、学校給食センターの連携と学校給食の内容充実に努めます。
基本方向2 学校栄養教諭による食育指導の充実に努めます。

推進計画

学校教育分野



「八雲町確かな学び推進会議読解力向上チーム全体研修」



「1人1台の学習用端末の活用」

第2章 推 進 計 画

第1節 学 校 教 育 分 野

1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向

これまで、八雲地域、熊石地域のそれぞれの地域性を生かした教育の推進を図るとともに、教育活動の融合と教育水準の維持向上を一層図るべく、町や教育委員会、関係機関は「第2期八雲町教育推進計画（前期）」の下、読解力向上を基盤とした学校教育の質的改善や ICT 環境整備の取組などの教育環境の充実に努めてきました。

特に、学校教育の質的改善については、学習指導要領において求められている「生きる力」の確実な育成に向けて、その礎となるものは「読解力」であると位置づけて、町内すべての学校で改善・向上を図る施策を推進してきました。今後の社会において、様々な面での活用が予想される人工知能には、人間と違い、複雑な言い回しや文章の構成を理解することが難しいという側面があります。デジタル化が社会全体で急速に進む中で、物事の変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、実現したりするためには、文章を読み解く力、すなわち「読解力」の向上が不可欠であり、確実に育むことが肝要です。

同時に、八雲町においては、学校は地域の学校として、地域の人々とのつながりを深め、地域に根差した教育を行う学校、いわゆる「地域とともにある学校」を目指し、子どもたちが自分のキャリア形成の見通しの中で、個性や能力を生かして学びを深め将来の活躍につなげることが大切です。そのため、地域とのつながりの中で一定の教育水準の維持を保障する義務教育 9 年間及びその先の高等学校を見据えた教育課程編成が引き続き必要です。

第2期八雲町教育推進計画（後期5か年：令和5年度～令和9年度）は、第2期八雲町教育推進計画（前期：平成30年度～令和4年度）を振り返り、成果と課題を見極めるとともに、学習指導要領改訂の背景や趣旨を踏まえ、令和という新しい時代に適応する教育活動を展開することで、地域で育ち未来に活躍する人材の育成を展望し、次の5つの領域の内容について、基本方向を示し、具体的な対応策に基づいて進めます。

- 領域1 学校経営 教育課程
- 領域2 各教科等、特別支援教育
- 領域3 生徒指導、健康・安全教育、キャリア教育
- 領域4 学校と家庭・地域との連携
- 領域5 教育環境

2 課題解決と改善の基本方向

領域1 学校経営、教育課程

基本方向1 学校教育を通して育てたい「生きる力」の理念の具現化を図る学校経営を推進します。

基本方向2 目指す子どもの姿を踏まえた幼稚園や保育園及び高等学校との円滑な接続と、義務教育9年間を見通した教育活動の推進します。

基本方向3 児童生徒の実態や地域の現状等に基づき、「社会に開かれた教育課程」を編成、実施、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立します。

基本方向4 教職員の資質や能力を一層向上させ、学校の組織力の強化を図るとともに、

次代の教育を担う高い専門性や使命感をもつ教職員を育成します。

領域2 教科等、特別支援教育

基本方向1 教科等を学ぶ意義を明確にし、学校教育における質の高い学びを実現することで、必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける児童生徒を育成します。

基本方向2 規範意識や公正な判断力を身に付け、自立心や自己肯定感、人間尊重の精神、他者を思いやる心を育成する道徳教育の充実に努めます。

基本方向3 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、互いの情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目指した外国語教育の一層の充実に努めます。

基本方向4 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的・協働的な学習など地域の特色を生かし創意工夫した教育活動を展開します。

基本方向5 一人一人の児童生徒や保護者の教育的ニーズを踏まえた個に応じた教育の推進と、合理的配慮に基づく特別支援教育の一層の充実に努めます。

領域3 生徒指導、健康・安全指導、キャリア教育

基本方向1 児童生徒同士の心のふれあいを基盤に据えて、いじめや不登校の問題を解決するための方策を見出すとともに、豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実に努めます。

基本方向2 心身の健康を考える能力や態度とたくましい体を育てる健康・保健指導の充実に努めます。

基本方向3 危機管理意識の高揚と自ら判断して安全な行動をとることができる安全教育の充実に努めます。

基本方向4 自らの人生を切り拓き、生涯にわたってよりよく生きようとする人材の育成を目指すキャリア教育を推進します。

領域4 学校と家庭・地域との連携

基本方向1 学校・保護者・地域が共に教育の主体者として責任をもって地域の教育を推進するコミュニティ・スクールの一層の充実に努めます。

基本方向2 地域における生涯学習、体育・文化活動の拠点として、学校の施設・設備を活用するとともに、地域の学校運営への参画意識の高揚に努めます。

領域5 教育環境

基本方向1 社会の変化や教育改革に対応した豊かな教育活動を推進するために、教育効果の向上に配慮した施設・設備の充実及び教職員の適切な勤務環境の維持・向上に努めます。

基本方向2 児童生徒が安心して通学できる安全な施設・設備の充実に努め、危機管理の徹底に努めます。

基本方向3 地域の教育資源を活用し、情操を育てる芸術・文化活動を推進し、創意ある人材の育成に努めます。

基本方向4 児童生徒や保護者、地域の思いを十分に踏まえた「学びの場」の適正配置に努めます。

領域 1 学校経営 教育課程

1 現状と課題

八雲町の各学校においては、児童生徒に「生きる力」を確実に育むために、自校の教育目標の具現化に向けて重点教育目標を定め、特色ある教育課程の編成・実施に努めてきました。

各学校は、学校改善を図るP D C Aサイクルを確立させ、創意ある教育活動を展開しています。特に、「生きる力」の礎の1つである確かな学力を培うため、汎用的読解力の向上に視点を当て、授業改善を全ての教員が確実に実践しています。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 学校教育を通して育てたい「生きる力」の理念の具現化を図る学校経営を推進します。	○ 学校教育目標の具現化を目指すカリキュラム・マネジメントを確立します。
2 目指す子どもの姿を踏まえた幼稚園や保育園及び高等学校との円滑な接続と、義務教育9年間を見通した教育活動の推進を図ります。	○ 児童生徒がそれまでに身に付けた資質・能力を発揮しながら、主体的に学べるように、学びの系統性を意識した教育課程の編成と小中一貫教育を推進します。

学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて ICT 環境を最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを授業において実現していくことが「令和の日本型学校教育」として示されています。

このため、学校は児童生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を明らかにし、これまでの実践と ICT との最適な組合せ等の実現や感染症や災害等を乗り越える学びの保障を図るとともに、地域社会との連携による「社会に開かれた教育課程」を一層重視した学校経営を推進する必要があります。

具体的な方策

- 各学校の特色ある教育活動が展開できるマネジメントサイクルを推進します。
 - ・各学校において、児童生徒や保護者、地域の実態把握に努めます。
 - ・学校評価や各種データに基づき教育内容の質の向上を図ります。
 - ・教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源も含めて活用します。
- 「チーム学校」の確立に向けた取組を推進します。
 - ・教職員の経営参画体制の確立を図ります。
 - ・教職員の専門性を高める研修の充実を図るとともに、個性や能力を生かす経営を推進します。
- 義務教育 9 年間を見通した継続的な教育課程を編成し、実施します。
 - ・中学校区の教育環境を活用し、八雲町に根ざした特色ある教育課程を編成します。
 - ・子どもの発達段階と特性に応じた教育活動が展開できるように各教科の 9 年間の学びを可視化し指導の重点化を図る等、小中一貫教育の充実を図ります。
- 子どもの望ましい教育環境の実現に向けて、異校種間の連携を推進します。
 - ・幼児教育と小学校教育の架け橋期において、学びや生活の基盤を育むため、幼・保・小の連携・協働を図ります。
 - ・小・中、中・高の学校間で連携を密にし、円滑な接続の環境づくりを推進します。
 - ・異校種間の授業参観や相互乗り入れ授業等の交流を推進します。

基 本 方 向	基 本 目 標
<p>3 児童生徒の実態や地域の現状等に基づき、「社会に開かれた教育課程」を編成、実施、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立します。</p>	<p>○ 社会に開かれた教育課程を重視し、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携を推進します。</p>
<p>4 教職員の資質や能力を一層向上させ、学校の組織力の強化を図るとともに、次代の教育を担う高い専門性や使命感をもつ教職員を育成します。</p>	<p>○ 学校力を高める組織を創り、高い専門性と使命感をもつ教職員の育成を図る研修の充実を推進します。</p>

具 体 的 な 方 策

- 児童生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を明らかにし、社会に開かれた教育課程を編成します。
 - ・求められる資質・能力を教育課程において明確にし、検証改善に努めます。
 - ・地域社会との連携・協働を重視した学校の特色づくりに努めます。
 - ・地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりします。

- 学校教育を通して育むことを目指す資質・能力について保護者、地域と共有します。
 - ・求められる資質・能力を保護者、地域に積極的に発信します。
 - ・地域社会とのつながりを保ちながら学ぶことのできる協働体制づくりに努めます。

- 校長のリーダーシップのもと、「学び続ける教員像」を明確にした組織の構築を図ります。
 - ・「チーム学校」を確立し、多様な専門性をもつ人材と連携・協働し、学校力の強化に努めます。
 - ・キャリアステージに応じた教員の資質・能力を、組織的・継続的に高めていくことに努めます。
 - ・地域との連携・協働を強化するために、コミュニティ・スクールの全体構想を明確にして実施します。

- 各種研修会への積極的な参加や校内研修の充実を図ります。
 - ・汎用的読解力の向上に視点を当てた授業改善を推進し、児童生徒の学力向上を図り、「生きる力」を育みます。

領域 2 教科等、特別支援教育

1 現状と課題

八雲町の各学校では、これまで、児童生徒に豊かな体験や感動を味わえる体験等「心の育ちの場」を計画的に設定し、信頼感に満ちた人間関係を大切にしながら、児童生徒一人一人に応じた指導や支援を行い、学校・家庭・地域の三者が相互理解や連携を密にした指導を進めてきました。

しかし、依然として児童生徒の現状を見ると、規範意識の低下や人間関係の希薄化から、いじめや不登校等の問題が生じ、学校教育を推進する上での大きな課題となっています。

また、児童生徒の生活の基盤となる家庭や地域社会の教育力の低下、更には、学校自体が多様化・複雑化する社会の変化に十分に対応できないとの指摘もあります。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 教科等を学ぶ意義を明確にし、学校教育における質の高い学びを実現することで、必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける児童生徒を育成します。	○ 児童生徒が課題に主体的に向き合っ て関わり合い、その過程を通して、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けさせます。

急激な社会のグローバル化やA Iの技術革新等、予測困難な時代にあって、自らの人生を切り拓き、よりよい社会を創るために必要な資質・能力を育てていくためには、一斉授業と個別学習、履修主義と修得主義、デジタルとアナログ、遠隔と対面などを適切に組み合わせ、どちらの良さも生かした指導を展開するとともに、各教科等において「何を学ぶか」を明確にし、その内容を学ぶことを通して「何ができるようになるか」を重視した指導がこれまで以上に求められています。

また、多様な価値観が存在する中で、自己の生き方について道徳的判断力や心情、実践意欲等を育てることが大切です。さらに、よりよい社会を実現するためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育構築のための特別支援教育を推進していきます。

具 体 的 な 方 策

- 汎用的読解力向上を図る授業展開と「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点での授業改善を推進します。
 - ・ 汎用的読解力の視点（係り受け解析、照応解決、同義文判定、推論、イメージ同定、具体例同定）の向上を図る手立てを授業で展開します。
 - ・ ①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で全ての教科等を整理し、確かな学力を育成します。
 - ・ 習得・活用・探究のバランスを重視し「主体的・対話的で深い学び」の授業実践に努めます。
 - ・ 学ぶことの意義や楽しさを実感し、向上心の高い児童生徒を育てます。
 - ・ I C T機器を適切に活用した授業づくりに努めます。
 - ・ 児童生徒がプログラミングを体験しながら、論理的思考力を身に付ける学習活動を工夫します。
 - ・ 「八雲町子どもの読書活動推進計画」に沿い、読書指導を充実し、児童生徒の読書習慣の確立に努めます。
- カリキュラム・マネジメントを推進し、教育活動の質の向上を図ります。
 - ・ 目標の達成に向け、教科等横断的な学習を充実させます。
 - ・ 学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の着実な定着を図ります。

基本方向	基本目標
<p>2 規範意識や公正な判断力を身に付け、自立心や自己肯定感、人間尊重の精神、他者を思いやる心を育成する道徳教育の充実に努めます。</p>	<p>○ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための指導計画の充実と道徳的実践力の育成を図ります。</p>
<p>3 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、相互の情報や考え方などを理解したり伝えたりする力の育成を目指した外国語教育の一層の充実に努めます。</p>	<p>○ 外国語（英語）を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育む指導計画を工夫し、外国語を用いて日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深める指導の充実に努めます。</p>

具 体 的 な 方 策

- 「特別の教科道徳」を要として、各教科等の関連を考慮しながら、体験的な学習を意図的、計画的に設定し、豊かな道徳性を養う全体計画の工夫・改善を図ります。
 - ・ 児童生徒の道徳性の実態把握に努め、適時性と発展性のある指導の展開ができる調和のとれた年間指導計画の工夫・改善を図ります。
 - ・ 発達段階に応じ、児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
 - ・ 心に響く資料の精選と開発に努め、その活用を図ります。
- 地域の特性を生かし、豊かな体験による道徳的実践力を促す場の設定と機会の工夫を図ります。
 - ・ 家庭や地域社会との連携を深め、よりよい社会づくりへの意識を高めます。
 - ・ 多様な人々とのふれあいを通して、ボランティア活動等の奉仕の精神の涵養を図ります。
- 積極的に外国語を聞いたり話したり、読んだり書いたりする楽しさを体験させながら、コミュニケーションを図ることの大切さを知ることができるように指導計画の工夫・改善を図ります。
 - ・ 外国語及び外国語活動の目標の実現を図り、外国語教育の充実を目指します。
 - ・ 児童生徒の興味・関心のある題材や活動を工夫し、他教科との関連を図ります。
 - ・ A L Tや外国語に堪能な地域の人材を一層活用します。
- 外国の音声やリズムなどに慣れ親しませながら、日本と外国との生活や習慣等の違いを知り、異なる言語や文化に対する理解を深めることができるよう指導の充実に努めます。
 - ・ 外国語活動では、「聞くこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」の3つの領域を、外国語ではそれに加えて「読むこと」「書くこと」の5つの領域を重視し、資質・能力を一体的に育成します。
 - ・ 小・中・高の一貫した学びを重視し、外国語や外国の文化のみならず、日本語の特徴や豊かさに気づく指導の充実に努めます。

基 本 方 向	基 本 目 標
<p>4 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的・協働的な学習など地域の特色を生かし創意工夫した教育活動を展開します。</p>	<p>○ 教科横断的な学びや実践的な集団活動を通して、様々な事象を各教科において育まれた「見方や考え方」を総合・統合させながら学びの質を高めていきます。</p>

具 体 的 な 方 策

- 探究的な見方・考え方を働かせ、教科横断的・総合的な学習を通して、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育みます。
 - ・各学校において目標を定め、今日的な課題や伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題について学校の実態に応じた学習活動に取り組みます。
 - ・全体計画や年間指導計画を整備し、児童生徒にとってよりよい学習の構築を図ります。
- 学習方法や学習形態の工夫を図り、それに伴う必要な図書資料、情報機器、情報ネットワークなどの整備を行います。
 - ・自然体験やボランティア活動等の社会体験、見学や調査等の体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れます。
 - ・興味・関心別、調査対象別の多様なグループ編成を工夫した学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態の工夫を図ります。
 - ・学校図書館に必要な資料の整備や、コンピュータ等の情報機器・情報ネットワークの整備、多様な学習活動を展開できるスペースの整備を行い、地域の教材や学習環境等の積極的な活用を図ります。
- 指導計画に評価の観点や評価規準、評価方法を適切に位置付け、指導の改善を行うとともに各教科、外国語及び外国語活動、特別活動等との関連を図ります。
 - ・目標や内容、方法等の関連を図りながら学習活動を工夫し、学びの質を高めます。
 - ・学習の成果を発表する機会を工夫し、コミュニケーション能力の育成を図ります。

基 本 方 向	基 本 目 標
<p>5 一人一人の児童生徒や保護者の教育的ニーズを踏まえた個に応じた教育の推進と、合理的配慮に基づく特別支援教育の一層の充実に努めます。</p>	<p>○ 障がいのある児童生徒や特別の支援を要する児童生徒の理解や適切な指導方法について計画的に研修を実施し、特別支援教育の充実に努めます。</p>

具 体 的 な 方 策

- 障がいのある児童生徒や特別な支援を要する児童生徒について、個々の障がいの状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターを中心として指導体制の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を有効に活用します。
 - ・ 特別支援教育支援員の研修を強化し、資質向上を図るとともに、特別支援教育の理解促進のため、教員研修の充実に努めます。
 - ・ 関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の支援計画「カラフル」を作成し活用します。
 - ・ 各教科等の指導に当たっては、個々の子どもの実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用します。
 - ・ 特別支援学校や特別支援学級との交流教育の推進に努めます。

領域3 生徒指導、健康・安全教育、キャリア教育

1 現状と課題

八雲町の各学校においては、これまで児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図る生徒指導に努めてきました。また、体力向上や生活習慣の改善に取り組み、心身の健康の基礎を培う健康安全指導にも努めてきました。

しかし、いじめや不登校の問題が生じたり、全国学力・学習状況調査において自己肯定感の低さや、ゲーム・インターネット等をする時間の長さが課題となったりしています。

これからの変化の激しい時代においては、自ら豊かな人生を切り拓き、よりよい社会の創り手となれるよう、八雲町の児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えられるようにすることが求められています。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 児童生徒同士の心のふれあいを基盤に据えていじめや不登校の問題を解決するための方策を見出すとともに、豊かな人間性や社会性を育む生徒指導の充実を図ります。	○ 「いじめ防止対策推進法」「八雲町子どもいじめ防止条例」「八雲町いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ります。

そして、そのために必要な教育の在り方を具現化した「社会に開かれた教育課程」を理念として、家庭や地域と連携・協働した教育活動を一層推進していくことが求められます。

八雲町の全ての中学校校区で推進するコミュニティ・スクールを基盤として、その目的を達成するため、家庭や地域社会との連携・協働を深めて生徒指導や健康安全指導の充実を図ったり、高齢者や異年齢の子ども等、世代を超えた交流の機会を設けたりしていきます。

また、幼保・小・中・高の各学校が一層緊密に連携し、次代を担う児童生徒が、夢と希望を持って未来に向かってたくましく歩んでいけるように、一人一人のキャリア形成と自己実現を図っていきます。

具 体 的 な 方 策

- 「いじめ防止基本方針」の検証改善サイクルを確立し、いじめ防止について、学校・家庭・地域・行政が連携して組織的に取り組みます。
 - ・「いじめ防止基本方針」を常に見直すとともに周知・徹底を図ります。
 - ・各学校において教職員や保護者等を対象にいじめ防止に関する学習会や研修会を実施し、「いじめはどんなことがあっても許されない」という風土を醸成します。
- いじめの未然防止、早期発見、早期解決のための体制を強化します。
 - ・「いじめはどんな地域のどんな学校にも起こり得る」という考えのもと、いじめ発見の体制を構築し、積極的な認知に努めます。
 - ・いじめ問題には全ての教職員が組織的に対応するとともに、保護者や地域、各関係機関と十分に連携を図ります。
 - ・道徳教育や体験的活動等の充実を通して、児童生徒に思いやりの心や自己有用感を育て、いじめを未然に防ぐ風土づくりを推進します。

基 本 方 向	基 本 目 標
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみで児童生徒を見守る体制を構築し、不登校児童生徒の多様な価値観を認め社会的自立を支援します。 ○ 学校、家庭、地域が連携し、積極的・予防的生徒指導を推進します。
<p>2 心身の健康を考える能力や態度とたくましい体を育てる健康・保健指導の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育活動を充実させ、児童生徒の体力の向上を図るとともに、生涯にわたり体育活動に親しむ態度を育成します。

具 体 的 な 方 策

- 学校、家庭、地域が連携して、子どもの不安や悩みに寄り添う体制を構築します。
 - ・各相談機関やスクールカウンセラーを活用し、学校内外において教育相談の体制を充実させるとともに、相談体制の周知・徹底を図ります。
- 各関係機関と連携しながら、児童生徒の多様な価値観を認め、様々な選択肢を整備することで、社会的自立を支援します。
 - ・「わかる・できる」授業への改善の推進や学校生活の充実を図り、児童生徒に成就感や自己肯定感を育みます。
 - ・学校と各関係機関の連携を強化し、ICTを活用するなど不登校になった児童生徒の学習権を保障する取組を進めます。
- 学校・家庭・地域・各関係機関等が積極的に情報交換し、子どもの非行や問題行動を未然に防ぐ積極的な生徒指導を強力に進めます。
 - ・学校はきめ細かな教育相談やネットパトロール等の組織的な生徒指導体制を強化するとともに、各相談機関、スクールカウンセラー等と積極的に情報を共有し問題の早期把握に努めます。
 - ・家庭・地域と連携した情報モラル教育の充実に努めます。
 - ・把握された問題行動等は学校と家庭が一体となって対応するとともに、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して早期解決を図ります。
 - ・学校は青少年健全育成会に係る関係組織と積極的に連携し、非行や問題行動の未然防止のための取組を積極的に進めます。
- 教育活動全体を通して体力づくりと体育活動を推進します。
 - ・「新体力テスト」を全学年で実施し、児童生徒の体力等に関する適切な実態把握に努めます。
 - ・児童生徒の実態と地域の特色を生かした全体計画、指導計画の改善・充実を図ります。
 - ・教育活動全体を通して、体力づくりや体育活動を充実します。
 - ・生涯スポーツや運動に親しむ態度を育てるため、部活動における民間指導者の活用やスポーツ少年団との連携を強化し、専門的な指導の充実に努めます。
 - ・健康な心身を育てるための「食に関する指導」の全体計画の作成と推進に努めます。

基 本 方 向	基 本 目 標
	<p>○ 保健指導の全体計画の検証改善を通して、家庭や地域等と連携した保健指導の推進と改善・充実に努めます。</p>
<p>3 危機管理意識の高揚と自ら判断して安全な行動をとることができる安全教育の充実を図ります。</p>	<p>○ 危機管理マニュアルの検証改善サイクルを確立し、教職員の危機管理意識を高めるとともに、家庭や地域等と連携した危機管理を徹底します。</p> <p>○ 児童生徒への安全指導の推進と充実を図ります。</p>

具 体 的 な 方 策

- 子どもの健康に関する資質・能力を育成する保健指導の充実に努めます。
 - ・保健指導の全体計画の検証サイクルを確立し、児童生徒の実態に即した保健指導の改善・充実を図ります。
 - ・保健指導の全体計画を家庭や地域等と共有し、健康にかかわる基本的な生活習慣の形成を図ります。
 - ・専門家や関係機関等と連携し、心の健康、生活習慣病予防、薬物乱用防止、アレルギー対応等の現代的課題に対する指導の工夫に努めます。
 - ・外部人材を積極的に活用するなどして、発達の段階を重視した「性に関する指導」の充実を図ります。

- 危機管理マニュアルの検証改善サイクルを確立し、教職員の危機管理意識を高めます。
 - ・学校は全教職員の参画のもと、危機管理マニュアルを絶えず見直し改善することを通して、最悪の事態を想定した対応を明確にします。
 - ・学校は危機管理に対する研修や訓練を継続的に行い、教職員の危機管理意識の高揚と危機管理能力の向上を図ります。
 - ・学校は危機管理マニュアルを保護者・地域等に周知し、連携した危機管理体制を構築して、安全・安心な学校づくりに努めます。

- 安全確保のために必要な事項を実践的に理解させ、安全意識の高揚と習慣化に努めます。
 - ・安全に対する判断力や行動力を培う学校安全計画の見直しや指導体制の確立を図ります。
 - ・防災教育・交通安全教育・防犯教育のねらいや内容を明確にし、全教育活動を通して計画的・総合的に進める安全指導を進めます。
 - ・家庭・地域社会・関係機関との連携を深め、実践的態度の定着を図る防災教育、交通安全教育・防犯教育等の推進に努めます。
 - ・正しい判断のもとに安全な行動をしようとする資質・能力を育てる生活安全・交通安全・災害安全等の指導を工夫し、安全意識の高揚を図ります。

基本方向	基本目標
<p>4 自らの人生を切り拓き、生涯にわたってよりよく生きようとする人材の育成を目指すキャリア教育を推進します。</p>	<p>○ キャリア教育の全体指導計画を整備し、社会の状況や児童生徒の発達段階を考慮した検証改善サイクルを確立します。</p>

具 体 的 な 方 策

- 義務教育9年間を見通したキャリア教育の全体計画を作成し、絶えず検証・改善し、発達段階に応じた継続的なキャリア教育を推進します。
 - ・自分の能力や適性についての理解を深め、自己実現を支援する義務教育9年間を見通したキャリア教育の全体計画を作成します。
 - ・個に応じた進路の選択能力や、成長・発達に応じて育むべき資質・能力を明確にして、自己実現を支援する継続的なキャリア教育の工夫・改善に努めます。
 - ・キャリア教育を積極的に推進し、体験等を通して自己の適切な理解を図ります。
 - ・主体性を重視した体験学習の充実と見直しを図り、職業観や勤労観を育てるための人的・物的な環境整備と継続的な指導、支援に努めます。
 - ・職場訪問や職場体験学習など、進路にかかわる体験活動を工夫し充実します。
 - ・学校と家庭、地域社会及び関係機関との継続的な連携と協力体制を確立します。
 - ・児童生徒が自らの活動を記録し蓄積していく「キャリア・パスポート」を活用することで、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実します。

領域4 学校と家庭・地域との連携

1 現状と課題

八雲町の各学校では、これまで保護者や地域と連携・協働して、自然体験や社会体験・職業体験などの体験的な活動を積極的に行ってきました。

また、PTA活動や地域の行事等に参加・協力したり、家庭や地域との連携・協働を深めてきました。更には、学校運営協議会での協議等を通じた保護者や地域住民の学校経営への参画が進み、地域と連携した取組の充実が図られつつあります。

学校評価においては、保護者・地域アンケート等の活用を通して、学校の教育活動の改善や、積極的な情報提供が進められています。

教育は、学校・家庭・地域が協働して行うものであり、これからも「開かれた学校づくり」や「特色ある学校づくり」等を通して、「信頼される学校」を作ることが強く求められます。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 学校・家庭・地域が共に教育の主体者として責任をもって地域の教育を推進するコミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。	○ 学校運営協議会を中心に学校・家庭・地域等の連携を一層進め、「地域とともにある学校」の実現を積極的に進めます。

今後も、郷土である八雲町の将来を担う児童生徒が夢と希望にあふれ、心豊かにたくましく成長し、健やかに充実した生活が送れるように、学校は「地域と共にある学校」としての「社会に開かれた教育課程」を推進していかなければなりません。そのためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を確認し、連携を一層深め、協働していきます。

また、「地域で児童生徒を育てる」という意識を醸成していくために、保護者や地域とのふれあい、考え方を知ると同時に学校の経営方針や児童生徒の状況等を積極的に発信し、一層相互理解を深めていきます。

加えて、地域の自然や文化、施設や人材を積極的に活用して、児童生徒の視点や実態に即した「魅力ある学校づくり」に向け、一層の改善と充実に努めていきます。

具 体 的 な 方 策

- 学校運営協議会の役割を明確にし、家庭や地域と積極的に連携して学校運営にあたりるとともに、家庭や地域の教育力を取り入れた多様な教育活動を展開します。
 - ・家庭や地域との連携促進のために学校運営協議会の組織的な強化・充実に図ります。
 - ・教職員・保護者・地域の人々のもつ特技・技能を生かし、地域の生涯学習の推進を図ります。
 - ・学校教育に保護者や地域の教育資源、人材の活用を図ります。
 - ・学校のもつ教育機能を生かし、施設・設備が効果的に活用できるように積極的な方策を推進します。
 - ・学校評価や教育課程等、学校経営についての情報提供を積極的に進め、家庭や地域の学校経営参画意識を一層高めます。
 - ・地域の意見を教育活動に生かすため、学校運営協議会の積極的な活用を図ります。

基 本 方 向	基 本 目 標
<p>2 地域における生涯学習、体育・文化活動の拠点として、学校の施設・設備を活用するとともに、地域の学校運営への参画意識の高揚に努めます。</p>	<p>○ 地域の人々とのつながりを深め、地域に根ざした学校教育の推進に努めます。</p> <p>○ 生涯学習センターとしての施設・設備などの整備と活用を進めます。</p>

具 体 的 な 方 策

- 地域の人々とのつながりを深め、地域に根ざした学校教育の推進に努めます。
 - ・ 児童生徒の安全確保、健全育成・学校支援ボランティアの活用等について、学校と地域の関係機関、諸団体との連携を図ります。
 - ・ 部活動指導等への外部講師の導入を積極的に進めます。
 - ・ 保護者や地域の人々の学校行事への積極的な参加を働きかけます。
 - ・ 教職員の地域行事等への積極的な参加に努めます。
 - ・ 八雲町PTA連合会等の活動の活性化に努めます。
 - ・ 幼稚園・保育園・小・中・高、各学校間において、一貫した学びを重視した連携に努めます。
 - ・ 地域のスポーツや文化活動などの場として、学校開放の推進に努めます。
- 生涯学習センターとしての役割を果たすための施設・設備などの整備・充実・活用に努めます。
 - ・ 学校と家庭、地域が結びつく、施設・設備などの整備と活用に努めます。

領域 5 教育環境

1 現状と課題

八雲町の学校数は、令和2年度の山崎小学校の閉校で、現在小学校7校、中学校4校の計11校となっています。そのうち、複式校は小学校5校を数えます。教育の機会均等や教育水準向上の面からも、学校規模の特性に応じた教育環境の整備・充実が重要な課題です。

さらに町内各学校の校舎は、計画的に整備・改修してきていますが、今後とも老朽化が進んだ学校は引き続き整備していく必要があります。

そこで、子どもたちが、発達の段階やそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、八雲町の豊かな自然に調和した学校教育の推

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 社会の変化や教育改革に対応した豊かな教育活動を推進するために、教育効果の向上に配慮した施設・設備の充実及び教職員の適切な勤務管理に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 学校環境の整備・充実を図ります。 ○ 社会の変化に対応した施設・設備等の整備と活用に努めます。 ○ 教職員が教育活動に集中できる環境整備に努めます。

進と教材・教具の充実、児童生徒が安全・安心で過ごすことができる施設・設備の維持、更に、心にうるおいと安らぎを与える文化・情操教育環境の整備等に一層推進します。

また、子どもたちへの効果的で質の高い教育活動を持続的に行うため、保護者や地域の理解を得ながら学校における業務の一層の効率化を図るとともに、教職員の適切な勤務時間の管理と改善に努めます。

具 体 的 な 方 策

- 教育環境に適した特色ある校舎づくりを計画的に推進します。
 - ・老朽化した学校施設について、安全点検等を行いながら、安全面・機能面での適時適切な整備を計画的に推進します。
 - ・グラウンド、体育館、特別教室などの整備・充実に努めます。
 - ・学校池、小公園、余剰教室の効果的利用など、校内外における教育環境の整備・充実に努めます。
- 社会の変化に伴う教育課題の解決を図る施設・設備の計画的な整備と活用にも努めます。
 - ・教育活動の充実を図るため、児童生徒用学習端末（Chromebook）等のICT機器及び高速通信環境等の整備や教職員の研修体制の充実に努めます。
 - ・校外学習、体験学習、交流学习などにおける円滑な移動手段に努めます。
- 教職員の勤務時間の管理・改善に努めます。
 - ・質の高い教育活動を展開し、学校教育の水準の維持向上に資するため、教職員の健康及び福祉の確保に努めます。
- 教職員住宅の計画的な整備に努めます。
 - ・老朽化住宅の取り壊しや計画的な改修、修理・営繕等に努めます。

基本方向	基本目標
<p>2 児童生徒が安心して通学できる安全な施設・設備の充実を図り、危機管理の徹底に努めます。</p>	<p>○ 安全な施設・設備や通学路などの整備を進めます。</p>
<p>3 地域の教育資源を活用し、情操を育てる芸術・文化活動を推進し、創意ある人材の育成に努めます。</p>	<p>○ 地域の文化や歴史、自然等の教育資源を生かした「ふるさと教育」を推進します。</p>
<p>4 児童生徒や保護者、地域の思いを十分に踏まえた「学びの場」の適正配置に努めます。</p>	<p>○ 教育水準の維持、子ども、保護者、地域のニーズ等を十分踏まえた学校適正配置計画に努めます。</p>

具 体 的 な 方 策

- 児童生徒が安心して過ごせる校舎づくりを推進します。
 - ・ 化学物質などの環境の改善や対策に努めます。
 - ・ 学校開放や、「地域と共にある学校」の推進に伴い、安心して学習できる校舎の改善に努めます。
- 児童生徒の通学路の安全・安心を守る体制を一層充実します。
 - ・ 通学路安全推進会議を中心に、学校・家庭・地域・各関係機関が連携して通学路の安全を守る体制を一層の充実を図ります。
- 地域の文化や歴史に根ざし、地域を愛し故郷に誇りをもつ児童生徒を育てる「ふるさと教育」の充実を図ります。
 - ・ 地域の文化・歴史・自然等「ふるさと八雲」に根付く資源を活用するための教材化を進めます。
 - ・ 各教科等のねらいに応じて積極的に地域の人的・物的資源を活用することで、教科横断的・体験的な「ふるさと教育」を進めます。
 - ・ 地域を理解し、地域に根ざした教育を推進する教職員の指導力を向上させる教職員研修を推進します。
- 学校の適正配置について、保護者や地域等との協議を重視しながら、引き続き検討します。
 - ・ 学校の適正配置計画の組織的・多角的な検討に努めます。
 - ・ 保護者・地域のニーズや社会情勢の推移を見ながら、適正な配置に努めます。
- 「教育の機会均等」の原則を重視し、教育水準の維持に努めます。
 - ・ 各学校区の特徴、児童生徒や保護者の状況などを十分把握し、全ての学校で適切な教育水準を維持するための支援や整備に努めます。

学校教育部会の審議経過

会 議	内 容
第 1 回学校教育部会 (令和 4 年 2 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育部会推進計画策定日程について 「第 2 期八雲町教育推進計画（後期）」作成に向けての手順確認 ・総論、第 1 節「計画策定の意義」、第 2 節「計画策定の基本事項」の検討 ・「教育を取り巻く現状と課題」について 我が国及び八雲町の教育における現状と課題の確認 <p>※新型コロナウイルス感染対策のため紙面部会とした</p>
第 2 回学校教育部会 (令和 4 年 5 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・総論、第 1 節「計画策定の意義」、第 2 節「計画策定の基本事項」の検討 ・「教育を取り巻く現状と課題」について 我が国及び八雲町の教育における現状と課題の確認 ・「学校教育分野」の領域及び基本方向について ・各領域の内容（原案）作成について
第 3 回学校教育部会 (令和 4 年 7 月 4 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期八雲町教育推進計画（後期）学校教育分野」素案の検討（1 回目） <p>領域 1 学校経営、教育課程 領域 2 教科等、特別支援教育 領域 3 生徒指導、健康・安全指導、キャリア教育 領域 4 学校と家庭・地域との連携 領域 5 教育環境</p>
第 4 回学校教育部会 (令和 4 年 8 月 8 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期八雲町教育推進計画（後期）学校教育分野」素案の検討（2 回目） <p>領域 1 学校経営 教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼・保・小の連携について ・小・中、中・高の連携について <p>領域 2 教科等、特別支援教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書活動の充実について ・特別支援教育支援員の研修、教員研修について <p>領域 5 教育環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的環境整備について <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 期八雲町教育推進計画（後期）学校教育分野」素案の確認 学校教育分野について、第 2 回策定委員会での審議意見等を反映させたのち、パブリック・コメントを実施することを了承された。

社会教育部会



「青年問題研究集会」



「化石採集体験学習」



「読書感想文・感想画コンクール」

第2節 社会教育分野

1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向

八雲町の社会教育は、国や道の基本理念、基本方針を受けた八雲町民憲章、八雲町教育目標の具現化を目指し、町民各層の様々なニーズや社会の変化にともなう今日的課題の解決につながる諸施策の展開や各種事業の実施により、社会教育活動の充実と社会教育を中軸とする生涯学習社会の充実を図ってまいりました。

現在、少子高齢化、核家族化など地域社会の変化や感染症による社会活動の制限が続いたことなどから、地域における活動にも影響が及び、各社会教育関係団体の活動や後継者の育成がさらに困難となっている面も見受けられます。

また、個々の学習ニーズが多様化する中で、ICT を活用したツールの利用などによって、情報共有や学習方法の幅も広がりつつあります。

このような中で、様々な各種活動等をとおして人と人がつながり、学びや体験をとおして地域の課題を共有し、その解決に向けて主体的に関わる場が求められています。

今後も、子どもから大人まで、豊かな人間性を育む体験活動、それぞれの世代の学習ニーズや今日的な諸課題に即した学習機会の提供など、社会教育事業の充実を図るとともに、町の貴重な文化財の保存と積極的な活用に努めることが重要です。

さらに、社会教育関係団体などをはじめとする地域に根差した社会教育活動の支援に努めるとともに、地域づくりの中核となる各関係団体と連携し、誰もが住んでよかったと思えるまちづくりや地域の活性化に向けて取組を推進します。

また、公民館や資料館、図書館などの社会教育施設については、町民の学習を支える場・主体的な活動に取り組む拠点として、施設の改善・移転・改修等の計画的な整備に取り組めます。

2 課題解決と改善の基本方向

領域1 少年教育

基本方向1 地域の特色を生かした体験活動を推進し、豊かな創造力を育む活動の充実に努めます。

基本方向2 関係機関と連携した少年教育の推進を図る指導者の養成に努めます。

基本方向3 少年活動を支援する体制を整備するとともに、自然環境を保全する学習機会の推進に努めます。

領域2 青年・成人教育

基本方向1 青年・成人の生活環境と学習ニーズを把握し、その学習機会の提供に努めます。

基本方向2 団体活動との連携を図り、ボランティア活動の推進に努めます。

基本方向3 青年活動を推進するリーダーや指導者の発掘と養成に努めます。

基本方向4 男女共同参画社会の推進に努めます。

領域3 高齢者教育

基本方向1 高齢者が生きがいをもち、社会参加の意欲を高める学習機会の拡充に努めます。

基本方向2 仲間づくりや世代間交流を活性化させるとともに、関係団体の自主的な運営の推進に努めます。

基本方向3 各関係機関及び団体との連携の強化に努めます。

領域4 家庭教育・地域教育力

基本方向1 家庭教育に関する学習意識の啓発と学習機会の充実に努めます。

基本方向2 子育て学習及びプログラム、学習相談体制の充実に努めます。

基本方向3 関係団体と連携する地域の教育力向上に努めます。

領域5 芸術文化活動

基本方向1 芸術文化の鑑賞と発表機会の拡充、芸術文化活動の情報提供に努めます。

基本方向2 町民の豊かな情操を培うために郷土に根ざした文化の育成、各文化関係団体の支援に努めます。

基本方向3 文化のまちづくり意識の高揚に努めます。

領域6 文化財活動

基本方向1 貴重な文化財や埋蔵文化財包蔵地を保護し、周知や活用を図ります。

基本方向2 未指定文化財の適切な指定や地域の特徴的な文化財の調査・研究に努めます。

基本方向3 伝統文化の伝承、文化財保護意識の向上や啓発に努めます。

領域7 図書館活動

基本方向1 町民の生活に即した各分野の情報収集活動を支援する資料提供サービスに努めます。

基本方向2 学校・関係機関・各種団体などとの連携による読書活動の推進に努めます。

基本方向3 利用者の声を反映した図書館運営に努めます。

領域8 生涯学習・社会教育施設

基本方向1 地域の社会的課題を解決できる学習活動を推進し、学習成果の充実に努めます。

基本方向2 社会教育関連施設の整備充実に努めます。

領域1 少年教育

1 現状と課題

本町においては、豊かな自然や文化、歴史など、恵まれた教育環境を生かした体験活動の推進に努め、子どもたちが郷土を知るための学習機会の充実を図るとともに、豊かな人間性を育成することに努めています。

また、子ども会活動の停滞や各種活動への参加者の固定化が課題となっていますが、体験活動への参加者層には広がりがあり、積極的な参加姿勢も見られるようになってきています。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 地域の特色を生かした体験活動を推進し、豊かな創造力を育む活動の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 自然体験及び社会体験活動の拡充に努めます。○ 郷土理解を深める学習機会の充実に努めます。○ 豊かな創造力を育む機会の充実を図ります。○ 世代間交流の機会の拡充に努めます。○ 国際理解の学習活動の充実を図ります。
2 関係機関と連携した少年教育の推進を図る指導者の積極的な養成に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 指導者養成の充実に努めます。○ 子ども会の育成に努めます。○ ボランティア団体の育成に努めます。○ 中学校文化部部活動の地域移行化に取り組みます。
3 少年活動を支援する体制を整備するとともに自然環境を保全する学習機会の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 支援体制の整備と充実を図ります。○ 自然環境の活用に努めます。

子どもたちに豊かな心を育み、健やかな成長を支援するため、自然体験や直接体験、集団での活動体験等の機会の充実を図り、社会性を身に付けさせ、他人を思いやる心を育み、積極的かつ主体的に行動できる子どもたちを育てることが大切です。

今後、ますます進展する少子高齢社会を踏まえ、より一層の活動機会の充実を図るとともに、地域の大人が積極的に関わり、世代間交流による効果を向上させる少年教育を推進することが課題となります。

具 体 的 な 方 策

- ・ 町内の自然環境や教育環境を生かした野外活動など、直接的な体験活動を推進します。
 - ・ 平和について学び、世界平和を願う態度を育てる取組の充実に努めます。
 - ・ 郷土の歴史や文化を知る研修会や行事など、子どもたちが郷土を誇れる活動を推進します。
 - ・ 子どもたちの創造力を育む事業を推進します。

 - ・ 異年齢集団による活動や世代間交流事業を推進します。

 - ・ グローバル化に対応した学習機会の提供とともに人材の育成に努めます。
-
- ・ 指導者を養成するための研修会の開催及び参加を推進します。
 - ・ 子ども会を主体とした各種活動の充実を図ります。
 - ・ 子ども会やボランティア団体への活動を支援するとともにリーダーの養成に努めます。
 - ・ 関係団体相互の情報交換を図ります。

 - ・ 生徒にとって望ましい部活動の維持及び文化に親しむことのできる環境づくりを推進します。
-
- ・ 関係団体・機関との連携強化を推進し、少年活動を支援するとともに情報の共有化を図ります。
 - ・ 自然環境を積極的に活用した、学習機会の充実を努めます。

領域2 青年・成人教育

1 現状と課題

本町においては、青年が地域を活性化する原動力として活躍し、同時に、自らの生き方を見出すための学習活動やボランティア活動等の機会の充実に努めています。

現状では、各種事業や活動への参加者は減少の傾向にありますが、それぞれの世代のニーズや生活環境を的確に把握し、ICTの活用を図りながら、積極的な情報提供とともに、事業等の取組を通じてお互いの顔が見えるつながりへと発展させていくことが重要です。

青年・成人の地域における生き生きとした主体的な活動の展開を支援するために、団体活動の活性化を図り、リーダーの育成に努めることが大切です。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 青年・成人の生活環境と学習ニーズを把握し、その学習機会の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 多様なニーズに応える学習機会の提供に努めます。○ 各種団体と情報共有を図ります。○ 関係団体と連携した事業の開催に努めます。
2 団体活動との連携を図り、ボランティア活動の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体活動の活性化を図ります。○ ボランティア活動の推進に努めます。

青年・成人相互の連帯感を高めるとともに世代間の交流を深め、豊かな人間性を備えた自己の確立や主体的な活動を支援することにより、地域活性化の中心となる青年・成人教育を推進することが課題となります。

また、生活様式が変容・多様化する中で、一人ひとりが幸せを実感して生活していくために、個人として尊重され、自らの意志で自由に活動を選択し、多様な分野で個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画を推進することが大切です。

具 体 的 な 方 策

- ・ 各種事業への参加者アンケートや聞き取りをとおして、学習ニーズを把握するとともに、今日的課題に対応する学習機会の提供に努めます。
- ・ 情報の提供方法を工夫し、情報共有とともに、より参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 関係団体との連携を強化し、学習内容の充実を図り、ニーズに応じた事業の開催に努めます。

- ・ 各種団体間の連携を図り、主体的な活動を支援します。
- ・ 各種団体と連携を図り、世代間交流の機会を提供します。
- ・ まちづくりに関するボランティア活動を推進するとともに、情報の提供に努めます。

基本方向	基本目標
<p>3 青年活動を推進するリーダーや指導者の発掘と養成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくりを担う指導者やリーダーの養成に努めます。 ○ 地域づくり活動への積極的参加の奨励を図ります。
<p>4 男女共同参画社会の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会の推進に努めます。 ○ 庁内関係機関等との連携強化を図ります。 ○ 第2次八雲町男女共同参画プラン（平成27年4月～令和7年3月）の具現化に努めます。

具 体 的 な 方 策

- ・ 指導者・リーダーを養成する機会を提供するとともに、グローバル社会に対応すべく情報提供に努め、今後の国際社会で活躍できる青年の育成を推進します。
- ・ 青年活動 OB の活用を図り、後継者の育成に努めます。
- ・ 地域づくりや学校外活動を支援するための指導者の育成と活用に努めます。
- ・ 地域行事へ参加・協力する団体の活動を支援します。

- ・ 関係団体と連携し、男女共同参画社会に関する情報提供や学習機会の提供、各種媒体による意識啓発をとおして、共同参画の推進を図ります。
- ・ プランの進捗状況の確認や庁内関係機関・職場・団体等との調整を行い、事業の推進を図ります。
- ・ プランの方針に基づき、男女共同参画の視点にたった活動や取組を推進します。

領域3 高齢者教育

1 現状と課題

本町においては、高齢者がつどい、地域活動や趣味、教養に関する学習機会を通じた社会参加活動を推進するとともに、健康で生きがいをもち意欲的に参加できる事業を開催し、仲間づくりや交流活動の充実を図ってきています。

今後は、高齢者の知識や技能、経験を生かして地域の歴史や文化等を次世代に伝える機会をより一層充実させ、社会参画を促すとともにともに支え合う自主的な活動をさらに推進することが大切です。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 高齢者が生きがいをもち、社会参加の意欲を高める学習機会の拡充に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 自立と生きがいの充実につながる学習の支援に努めます。○ 生活課題や地域の実情にあった学習プログラムの提供に努めます。
2 仲間づくりや世代間交流を活性化させるとともに、関係団体の自主的な運営の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 世代間交流の活性化を図ります。○ 知識や特技を生かした生活文化の伝承に努めます。○ 団体活動の支援と指導者の育成に努めます。
3 関係機関や団体との連携の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 各団体との情報交流に努めます。

そのため、高齢者のニーズに合った学習機会を提供し、リーダーを養成しながら自主的な活動やグループ活動の拠点づくりを支援するとともに、高齢者が楽しみと喜びのある充実した人生を過ごすための支援と環境づくりが求められています。

また、高齢者の豊かな経験や学習成果を、青少年の健全育成や子育て支援に役立て、高齢者の社会参加の積極的な促進に努めるなど、自立と生きがいづくりをとおして、地域づくりにつながる高齢者教育を推進する必要があります。

具 体 的 な 方 策

- ・学級や講座で学んだ学習成果を発表する機会や活用する場面を提供して、社会参画を促します。
- ・興味関心を生かした様々な学習プログラムの提供に努め、個人やグループでの学習活動の推進を図ります。
- ・世代間交流やボランティア活動を推進します。
- ・知識や経験、特技を活かした活躍ができる環境づくりを推進します。
- ・文化や健康づくりなど自主的なサークル活動の運営と研修の機会の提供等を通してリーダーの育成を推進します。
- ・関係機関や団体と連携し、事業を推進します。

領域4 家庭教育・地域教育力

1 現状と課題

本町においては、少子化・核家族化の進展など、近年の社会情勢の変化に伴う家庭環境の変化に対応し、特に、子育て中の親を対象とした学習機会の提供や地域の教育力を高める活動への支援に努めています。

子育て中の親のニーズを的確に把握し、ニーズに応える学習機会の提供や、親同士がつながる場や、子育て相談等の機会の充実を図ることが大切です。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 家庭教育に関する学習意識の啓発と学習機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 各種団体と連携した学習機会の提供に努めます。○ 乳幼児を持つ親の学習機会の拡充に努めます。○ 親子がふれあう学習機会の拡充に努めます。
2 子育て学習及びプログラム、学習相談体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 学習機会の充実を図ります。○ 家庭の教育機能を高めるプログラムの拡充に努めます。○ 庁内関係機関との日常的な連携を図ります。○ 子育て支援団体などの支援に努めます。
3 関連団体と連携した地域の教育力向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の教育力を高める学習機会の提供に努めます。○ 関連団体と連携した事業の推進に努めます。

また、支援の中心に位置づけられている関係機関との連携をより強化し、自主的な活動を支援するとともに、地域ぐるみで子どもを育てる気運の醸成が大切です。

家庭教育に役立てられる情報提供や、親子のふれ合いや体験活動、世代間交流、社会参加への支援等、親自身が子育てを通じて自ら成長する学習機会の充実を図るとともに、地域においても子育てを理解し支援する体制づくりを推進するなど、家庭教育の充実と地域の教育力の向上が課題となります。

具 体 的 な 方 策

- ・ 各種団体と連携し、子育てや健全育成等に関する講演会の開催など、学習機会の拡充に努めます。
- ・ 幼稚園・保育園などと連携した学習機会の拡充に努めるとともに、子育て中の親が参加しやすい体制づくりに努めます。
- ・ 親子で参加できる自然体験、社会体験の場を提供します。
- ・ 関係機関と連携し、親子で参加できるイベントなどの開催情報を提供します。

- ・ 家庭教育に関する学習ニーズを把握し、親自身が育つ学習機会の充実に努めます。
- ・ 子どもの成長について理解を深める学習機会を提供します。
- ・ 子育て学習団体への学習相談体制の充実に努めます。
- ・ ICT や親が集まる機会等を活用して、子育てに関する情報を提供します。
- ・ 関係機関と連携し、様々な世代に対して家庭教育に関する情報提供に努めます。
- ・ 各団体同士のネットワークの確立と活用に努めます。

- ・ 地域住民の学びにつながる講演会等、地域の教育力を高めるための学習機会の提供に努めます。
- ・ 関連団体との定期的な連絡会議を開催し、情報交換を行います。
- ・ 町内会等、関係団体と連携した事業の企画・開催に努めます。

領域5 芸術文化活動

1 現状と課題

本町においては、各種芸術に接する機会の提供や文化的活動、芸術鑑賞への関心を高める取組や各文化団体等への支援に努めています。

今後は、より多くの町民が参加できる各種講座・教室・学級を実施し、各種団体が開催する文化的な行事や研修会・鑑賞会などの活動を支援していくとともに、文化団体連合会や文化協会への加盟促進に努めていくことが大切です。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 芸術文化の鑑賞と発表機会の拡充、芸術文化活動の情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 芸術文化の鑑賞、発表機会の拡充に努めます。○ 町民の自主運営の支援に努めます。○ 情報提供機会の拡充に努めます。
2 町民の豊かな情操を培うために郷土に根ざした文化の育成、各文化関係団体の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 郷土に根ざした文化の育成、継承に努めます。○ 各文化団体の連携と組織強化に努めます。
3 文化のまちづくり意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 文化のまちづくりに寄与する活動の支援に努めます。

そのため、より多くの町民が自主的に参加することができる文化活動を進めていくとともに、各地域の文化団体の連携や交流を深めていくことが重要であり、特に芸術鑑賞や発表の機会の活性化を図るためにも、諸団体との連携を強化していく必要があります。

また、各地域で主体的に行われているサークル活動について、文化団体連合会や文化協会などとの連絡調整を図りながら、各団体の育成に努めていくことも必要です。

具 体 的 な 方 策

- ・鑑賞事業、各文化団体の発表機会の拡充を図ります。

- ・各種公演活動を支援します。

- ・芸術・文化に関する情報提供の拡充を図ります。

- ・郷土に根ざした文化の育成、伝承、指導者の養成と支援に努めます。

- ・各文化団体の連携・交流に努めます。

- ・サークルの育成と文化団体連合会や文化協会への加盟促進に努めます。

- ・他地域の情報提供などをおして、文化によるまちづくりに取り組む団体の支援に努めます。

- ・生活の充実や地域社会の活性化に貢献する芸術・文化活動を支援します。

領域6 文化財活動

1 現状と課題

本町において、八雲地域と熊石地域では、町の成り立ちや風土などにも違いがあり、それぞれの地域には特徴ある文化財が所在しています。

文化財は、その地域の歴史、文化、伝統などを理解するうえで欠くことのできないものであり、また将来の文化の発展向上の基礎となるものであります。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 貴重な文化財や埋蔵文化財包蔵地を保護し、周知や活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 文化財の調査と充実に努めます。○ 埋蔵文化財の保護と調査の充実に努めます。○ 文化財の保護と活用に努めます。
2 未指定文化財の適切な指定や地域の特徴的な文化財の調査・研究に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 未指定文化財の調査と研究に努めます。
3 伝統文化の継承、文化財保護意識の向上や啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 伝統文化の継承に努めます。○ 文化財保護意識の高揚を図ります。

特に貴重な文化財は指定文化財として保護や周知が図られていますが、未指定の文化財に関しては把握と調査を行うとともに、次世代に継承することが求められております。

今後は、地域の特徴的な文化財や近代遺産、文化的景観、地域に残る伝承、アイヌ文化などの調査研究に努めるとともに、文化財のより積極的な活用及び文化財保護意識の普及や啓発活動の推進を図る必要があります。

具 体 的 な 方 策

- ・ 指定文化財の保護と周知、活用に努めます。
- ・ 埋蔵文化財保護のための事前協議や調査に努めます。
- ・ 文化財を保護し、広く公開するなど積極的な活用に努めます。
- ・ ホームページなどを活用し文化財の情報発信に努めます。

- ・ 未指定文化財の指定に向けた調査・研究に努めます。
- ・ 地域の特徴的な文化財の把握に努めます。
- ・ アイヌ文化の調査・研究に努めます。
- ・ 近代遺産や文化的景観の把握に努め、保護・活用を図ります。

- ・ 伝統文化を保護し、伝承活動指導者の育成を図ります。
- ・ 文化財保護意識の高揚を図る啓発活動に努めます。

領域7 図書館活動

1 現状と課題

本町においては、豊富な蔵書と情報提供サービスを有する図書館があり、世代を問わず町民の利用に供し、生涯学習を進める上で多彩な事業を展開するとともに、迅速かつ町民の要望に応える資料の収集と提供に努めながら、地域の知の拠点として機能の充実が図られています。

今後も、利用者の様々な学習・読書・情報収集活動を支援するため、選書・閲覧・貸出・レファレンスサービスなどニーズに沿った対応を心掛けながら、地域の情報拠点として、さらなる充実を図ることが大切です。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 町民の生活に即した各分野の情報収集活動を支援する資料提供サービスに努めます	<ul style="list-style-type: none">○ 図書館資料とネット配信を組み合わせた情報の提供に努めます。○ 図書館資料の電子化推進に努めます。○ 町民のニーズに応え得る選書を心掛け広く社会生活に結びつけた資料の提供に努めます。
2 学校・関係機関・各種団体などとの連携による読書活動の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関やボランティア団体と相互支援を図りながら連携した図書館事業の推進を図ります。○ 成長過程に即した関連部局や各学校と連携した児童・生徒の読書活動の推進に努めます。
3 利用者の声を反映した図書館運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 積極的な広報活動の展開に努めます。○ 施設の有効活用に向けた働きかけに努めます。○ 図書巡回ステーションの充実を図ります。

そのため、ホームページ等の町有情報提供ツールを活用した蔵書の公開を推進するとともに、図書館資料の電子化推進に努めること、町民の社会生活に沿った情報ニーズを検証し広く時節に即した資料を提供していくなど、利用者の声を反映した図書館運営が求められています。

また、学校や関係機関・各種団体などと相互支援を図り連携しながら、子どもの読書活動の充実を図るとともに、図書巡回ステーションの充実を図ったりするなど、各種図書館事業を推進する必要があります。

※レファレンスサービス：図書館が行う利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての情報を教えたり、検索に協力したりするもの。

具 体 的 な 方 策

- ・町ホームページ配信を活用した、蔵書検索・予約機能のサービスを提供し利便性の向上を図ります。
- ・電子図書システムの普及状況や機能性をふまえながら導入時期を検証し、図書貸出及び郷土の歴史的資料のデジタル化など、資料提供サービスの充実に努めます。
- ・レファレンスサービスの充実を図ります。
- ・利用者の要望や指向を取り入れながら、時節に即した情報を検証し広くニーズに即した関連図書の充実を図ります。

- ・関係機関やボランティア団体などと連携してブックスタートや子育て活動を支援します。
- ・学校図書室の充実や書架整理など司書支援を図りながら、子どもの読書活動を推進します。
- ・子ども読書活動推進計画（第2期）の策定を進めます。
- ・読書活動を推進するボランティア団体との相互支援を図りながら館内行事の企画運営に取り組みます。

- ・広報誌、ネット配信、館内掲示、チラシ配布等、継続的に館内情報を提供し蔵書資料・行事・施設利用（貸館）に向けた情報発信に努めます。
- ・意見箱、アンケート、会話などで寄せられる利用者の声を反映したサービスの提供に努めます。
- ・学校、学童保育所、支所施設等巡回先移動図書内容及び図書巡回ステーションの蔵書充実を図ります。

領域8 生涯学習・社会教育施設

1 現状と課題

本町においては、公民館、郷土資料館、熊石歴史記念館、町民センター、図書館等の社会教育施設があり、さまざまな生涯学習事業の実施や地域住民の交流等に寄与するなど、大きな役割を果たしています。

高齢社会が進展した今日、社会教育施設等を舞台として行われる生涯学習事業は、「生涯にわたり学び続ける」ために、ますます重要性を増すこととなります。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 地域の社会的課題を解決できる学習活動を推進し、学習成果の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 町民に役立つ講座の開設に努めます。 ○ 地域課題を解決できる学習活動の推進に努めます。 ○ 学習成果の活用に努めます。 ○ 生涯学習推進体制の充実に努めます。 ○ ICT学習機会の提供に努めます。 ○ 防災・災害に対応する学習機会の充実に努めます。
2 社会教育関連施設の整備充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none">○ 社会教育関連施設の機能の充実と活用を図ります。 ○ 郷土資料館及び熊石歴史記念館の機能の充実を図ります。

また、生涯学習の一層の充実を図り、コミュニティ・スクールに対する支援をはじめ幅広いニーズに対応するため、人材の発掘・活用を進め、老朽化が進む施設の改修・充実を図り、学びがいのある事業を展開することが求められています。地域住民が「集う場」、「学ぶ場」、「つながる場」となることの重要性を踏まえ、生涯学習の推進とその拠点となる社会教育施設の整備が課題となります。

具 体 的 な 方 策

- ・幅広いニーズに対応可能な講座を開設するため、指導者の発掘・確保に努めます。
- ・地域の人材や自然環境等、地域資源を活用した生涯学習事業の開催に努めます。
- ・コミュニティ・スクールの一環として、学校運営協議会と連携し、地域の課題に対応した取組を推進します。
- ・各種活動で得た学習成果を、コミュニティ・スクールや各種講座の講師等、まちづくりに活用できる機会の提供に努めます。
- ・生涯にわたる学習機会を誰にでも提供できるよう、生涯学習推進体制の構築と充実を図ります。
- ・ICT学習関連事業の効果的な企画・開催及び普及に努めます。
- ・防災・災害に対する意識の高揚を図る学習会やパネル展など、学習活動の充実を図ります。
- ・災害復旧に貢献できるボランティア活動を推進します。
- ・社会教育関連施設（公民館、郷土資料館、熊石歴史記念館、町民センター、梅村庭園を含む梅雲亭、図書館等）について、老朽化に対応した整備、施設の長寿命化に向けた改善を図るとともに、建て替え・改修・解体等を視野に入れた整備に取り組みます。
- ・既存施設の利便性向上に努めます。
- ・学校と連携して、小・中学校の郷土学習等の支援に努めます。
- ・常設及び企画展示の充実に努め、同時に町民に対する郷土学習の充実に努めます。

社会教育部会の審議経過

会 議	内 容
第1回社会教育部会 (令和4年6月3日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期八雲町教育推進計画（後期）の策定スケジュールについて社会教育部会の審議予定について確認 ・総論、第1節「計画策定の意義」、第2節「計画策定の基本事項」の検討 ・各領域の進捗状況と評価、現状と課題について ・第2節「社会教育分野」について
第2回社会教育部会 (令和4年7月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期八雲町教育推進計画（後期）社会教育分野」素案の検討（1回目） 領域1 少年教育 領域4 家庭教育・地域教育力 領域5 芸術文化活動 領域7 図書館活動
第3回社会教育部会 (令和4年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期八雲町教育推進計画（後期）社会教育分野」素案の検討（2回目） 領域2 青年・成人教育 領域3 高齢者教育 領域6 文化財活動 領域8 生涯学習・社会教育施設
第4回社会教育部会 (令和4年8月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期八雲町教育推進計画（後期）社会教育分野」素案の検討（3回目） 第1回～第3回部会で出された意見をもとに、各領域における修正箇所について検討 ほか、新たな検討事項について協議 領域1 少年教育 <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行について 領域4 家庭教育・地域教育力 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用について ・子育て支援情報の発信について ・「第2期八雲町教育推進計画（後期）社会教育分野」素案の確認 社会教育分野について、第2回策定委員会での審議意見等を反映させたのち、パブリック・コメントを実施することを了承

保健体育部会



北渡島桧山4町地域連携推進事業
「ノルディックウォーキングフェスティバル」



ジンギスカン給食

第3節 保健体育分野

1 現状と課題、今後の課題解決と改善の方向

スポーツは「体を動かす」という人間の本能的な欲求に応えるとともに、爽快感・達成感・人との連帯感などの精神的充足感や楽しさ・喜びをもたらし、さらには体力の向上やストレスの解消・生活習慣病の予防など心身の両面にわたる健康の保持・増進に資するものです。

スポーツ基本計画では、「スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す」という目標をたてて取り組んでいます。八雲町においても、青年層のスポーツ離れが進み、多くの方がスポーツに親しんでいるとは言い難い状況です。また、生活環境も多様化し少子化に歯止めがかからない現状にあり、スポーツ少年団の活動においても加入者が減少傾向にあります。

八雲町では、スポーツに親しみ健康寿命を保つため、職場や地域単位で参加できる大会をはじめ、手軽に取り組めるスポーツ教室を開催し、町民の体力向上や明るい生活に資するための取り組みが行われてきました。また、八雲町スポーツ協会に加盟している19の競技団体と連携し、それぞれの競技種目を実践する中で、競技力の向上はもとより広く町民へのスポーツの普及を図ってきました。

今後は、スポーツ人口を拡大するため、各世代のニーズに応じたスポーツ機会を提供し、少子高齢社会に適応した各種スポーツ事業を展開する必要があります。

また、総合体育館をはじめとした体育施設においても安全・良好なスポーツ環境を提供できるよう常に、点検と迅速な補修、利用者ニーズの確認など、利用促進に向けた検証と改善を図って行かなければなりません。

そのため、各年代層の人たちが、自らの健康維持と体力の向上に取り組むためには、これまで以上に生涯スポーツ社会を構築していく必要があります。生涯スポーツの推進を軸に人口構造の変化と多様な町民のニーズに応えるスポーツ教室や各種大会の開催、スポーツ施設の整備・充実、各種スポーツチームの合宿やイベントの誘致などについて、関係機関・団体との連携強化を図りながらその推進に努めます。

また、学校開放事業を継続するとともに、地域のニーズに合わせた体力づくり教室等の開催、スポーツ少年団活動への支援、各種大会の誘致などに努めるなど、町民のスポーツ活動を奨励し、健康で住みよいまちづくりへと発展するように取り組みます。

学校給食については、子どもたちに安全・安心な学校給食の提供、望ましい食習慣の確立や郷土への愛する心を育む食育活動の充実を図るとともに、地元食材の利用拡大を図ります。

また、新しい学校給食センターの機能を十分に活用し、安全・安心につながる衛生管理を徹底し、魅力ある学校給食の提供に努めます。

2 課題と改善の基本方向

領域1 少年教育

基本方向1 子どもが安全に過ごせるスポーツ環境を整備し、スポーツ事業を推進します。

基本方向2 スポーツ少年団をはじめジュニアスポーツ団体の活動支援と指導者の養成を推進します。

基本方向3 八雲町の豊かな自然を活かしたスポーツ活動を推進します。

領域2 成人教育

基本方向1 生涯スポーツの普及・推進を図ります。

基本方向2 主体的活動を尊重した各種スポーツ団体の活動支援とリーダーの養成を推進します。

基本方向3 町民の多様なニーズに応えるスポーツ活動の展開を図ります。

領域3 高齢者教育

基本方向1 健康で心豊かなスポーツライフの構築を図ります。

基本方向2 専門的指導者の養成と団体活動を推進します。

基本方向3 関係機関との連携充実を図ります。

領域4 競技スポーツの推進

基本方向1 スポーツ愛好者の拡大と競技力の向上を目指します。

基本方向2 オリンピックや国際スポーツ大会で活躍する選手の育成を推進します。

基本方向3 スポーツへの関心を高めるスポーツ行事を開催します。

基本方向4 スポーツ施設の整備充実を図ります。

領域5 学校給食

基本方向1 学校、家庭、学校給食センターの連携と学校給食の内容充実を図ります。

基本方向2 学校栄養教諭による食育指導の充実を図ります。

領域 1 少年教育

1 現状と課題

少子化の加速により、児童生徒数の減少が顕著となり、団体競技を中心としたスポーツ少年団や部活動など、単独地域でのチーム編成が困難となる状況が見受けられ、子どものスポーツ機会喪失により、さらなる子どもの体力低下が懸念されます。

そのため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、学校内

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 子どもが安全に過ごせるスポーツ環境を整備し、スポーツ事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ行事の内容を充実します。○ ニュースポーツの普及を推進します。○ 障がい者が参加できるスポーツ行事の開催を推進します。
2 スポーツ少年団をはじめジュニアスポーツ団体の活動支援と指導者の養成を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ少年団活動の積極的支援を推進します。○ 中学校運動部活動の地域移行化に取り組みます。○ 指導者の発掘及び養成、支援を推進します。
3 八雲の豊かな自然を活かしたスポーツ活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ 学校教育活動との連携の充実を図ります。○ 野外活動の推進を図ります。○ 自然環境を活かしたスポーツ行事の開催を推進します。

外を通じた子どもたちのスポーツ活動を充実させる必要があります。

スポーツに親しむ子どもを増やし、基礎的体力とスポーツ習慣を身に付けつけるためにも、ボランティアなどによるスポーツ指導が今後重要視されてきます。

具体的な方策

- ・ 幼児期の体力・運動能力向上を図ります。
 - ・ 子どもが参加しやすいスポーツ行事の開催を図ります。
 - ・ 親子で参加できるスポーツ教室の開催を図ります。
 - ・ 子どもが安心して過ごせるスポーツ施設の整備を図ります。
 - ・ 新しいスポーツの情報を積極的に発信します。
 - ・ 八雲生まれのスポンジテニスの普及に努めます。
 - ・ 障がい者が利用しやすいスポーツ施設への改善に努めます。
 - ・ 関係機関等と連携し障がい者にも手軽に取り組めるスポーツの普及に努めます。
- ・ スポーツ少年団の活動を積極的に支援し活性化を図ります。
 - ・ 個人や少人数で活動する子どもや指導者へ情報提供に努めます。
 - ・ 児童生徒にとって望ましい部活動の維持及びスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。
 - ・ ジュニアスポーツの指導者やリーダーの発掘、養成に努めます。
 - ・ 指導実績があり、功績顕著な指導者を表彰します。
 - ・ スポーツ指導に関する有資格者の活用に努めます。
 - ・ 指導者資格の取得、更新の支援を推進します。
 - ・ スポーツ医科学を取り入れた指導者の養成に努めます。
 - ・ 団体代表者・指導者や母集団などの連携を推進します。
 - ・ コミュニティ・スクールなど、学校と連携したスポーツ活動を推進します。
- ・ 学校教育と連携したスポーツ行事の開催に努めます。
 - ・ 学校教育活動における社会体育施設の有効活用を促進します。
 - ・ 自然を活かした野外スポーツ行事の開催に努めます。
 - ・ 冬季屋外スポーツ活動を推進します。
 - ・ 八雲、熊石両地域の自然環境を活かした交流事業を開催します。

領域 2 成人教育

1 現状と課題

スポーツに親しみ豊かなスポーツライフを送ることは大きな意義があり、この年代のスポーツを実践する人たちの割合を高めることが求められています。

個々の年齢や体力・能力に合わせ「いつでも、どこでも、だれでも、い

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 生涯スポーツの普及・推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」できるスポーツを推進します。○ スポーツ活動を通じた社会参加を奨励します。○ スポーツ情報の提供を図ります。○ 障がい者スポーツの普及を推進します。
2 主体的活動を尊重した各種スポーツ団体の活動支援とリーダーの養成を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ団体、サークルの活動支援を推進します。○ スポーツ推進委員活動の推進を図ります。○ スポーツ指導者の養成を図ります。
3 町民の多様なニーズに応えるスポーツ活動の展開を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 登録されたスポーツ指導者の活用と情報の提供を推進します。○ 各種スポーツ団体のネットワーク化を推進します。○ スポーツ施設の利用促進を図ります。

つまでも」気軽に取り組める環境づくりを継続し、仕事が忙しく、スポーツに親しむ機会が少ない働き盛り世代に対して、長寿社会を健康に生き抜くために容易に取り組めるプログラムを提供することが必要です。

具 体 的 な 方 策

- ・ 町民の多様なニーズに応えるスポーツ行事の開催に努めます
- ・ 軽スポーツ、ファミリースポーツの普及に努めます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの支援に努めます。
- ・ 各種スポーツ活動を通じた世代間交流を推進します。
- ・ 地域体育振興会の活動を支援します。
- ・ スポーツ団体のボランティア活動を促進します。
- ・ 町民参加型のスポーツ行事を開催します。
- ・ ニュースポーツに関する情報発信に努めます。
- ・ 家庭で取り組める運動、体力づくりの情報を提供します。
- ・ 各種スポーツ団体の活動や大会成績を紹介します。
- ・ 関係機関と連携し障がい者スポーツの理解を高める行事を開催します。

- ・ 各種スポーツサークルの育成を推進します。
- ・ 職場やコミュニティ・スポーツの推進に努めます。
- ・ 各種スポーツ活動を支援するスポーツ推進委員活動を展開します。
- ・ 委員の資質向上を図るため研修会への派遣を推進します。
- ・ 既存インストラクターを活用した事業を展開します。
- ・ 関係団体と連携したスポーツ事業を推進します。

- ・ 指導者の資質向上を図ります。
- ・ 町内有資格者の連携を図ります。
- ・ スポーツ団体の連携を促進します。
- ・ 指導者の派遣を積極的に推進します。
- ・ 既存施設の効果的な利用を促進します。
- ・ スポーツ器具、用具の整備・充実に努めます。

領域3 高齢者教育

1 現状と課題

競技スポーツを行う人は少ないが、ノルディックウォーキングやパークゴルフなど手軽に取り組める軽スポーツを楽しんでいる人が多く、健康への意識も高く、生きがいつくりなどを目的としたスポーツへの取組も多く見られます。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 健康で心豊かなスポーツライフの構築を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者向きスポーツ活動の提供の充実を図ります。○ 健康、体力テストの実施を推進します。○ 健康意識を向上させる情報提供の充実を図ります。
2 専門的指導者の養成と団体活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者スポーツを推進する指導者の養成を図ります。○ 各種スポーツ団体との連携を推進します。
3 関係機関との連携充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関・専門職員との連携を図ります。○ 中・高齢者が使用しやすいスポーツ施設の整備を図ります。

一方で、からだを動かす機会の少ない方も見られることから、関係機関と連携し、高齢者がスポーツ活動を通じた健康保持とともに、仲間づくりや地域活動へ積極的に参加できる機会の提供が求められています。

具 体 的 な 方 策

- ・ 高齢者スポーツ教室の充実を図ります。
- ・ 手軽に取り組める運動、スポーツの推進を図ります。
- ・ 経験や技術、体力がない人でも比較的参加が簡単なスポーツの普及を進めます。
- ・ 中・高齢者体力テストによる健康診断を促進します。
- ・ 健康情報を積極的に提供します。
- ・ 先進的事例や活用できる情報を発信します。

- ・ 自ら指導者になれる人材の確保に努めます。
- ・ 既存団体のリーダーとの連携を図ります。
- ・ 既存団体の活動を支援する事業を展開します。
- ・ 町内会や地域体育団体と連携したスポーツの普及に努めます。

- ・ 高齢者に関係する機関との連携を図ります。
- ・ 中・高齢者にも利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。

領域4 競技スポーツの推進

1 現状と課題

少年の陸上競技、成人のソフトボールなどをはじめとする各種目において、全道・全国大会へ多くの選手の出場が見られ、八雲町にゆかりのあるオリンピック選手や日本を代表するような選手が誕生しています。

今後とも、継続して全国で活躍する指導者や選手を招聘しての講習会・講

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 スポーツ愛好者の拡大と競技力の向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体活動の促進を図ります。○ 指導者、選手の育成を推進します。○ スポーツ情報の提供を推進します。
2 オリンピックや国際スポーツ大会で活躍する選手の育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none">○ 日本を代表する選手活動の支援を推進します。○ 八雲町のスポーツ活動の情報発信を推進します。
3 スポーツへの関心を高めるスポーツ行事の開催を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 交流滞在型スポーツ事業の開催を推進します。○ スポーツ合宿誘致事業を推進します。
4 スポーツ施設の整備充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ施設の整備充実を図ります。

演会の開催や、スポーツ合宿の誘致と相まった各種交流大会の開催などを通じて競技力の向上や指導者の養成に努めていくことが重要です。

具 体 的 な 方 策

- ・ スポーツ協会など競技団体の活動を支援します。
 - ・ 全道、全国大会に参加する選手、チームの活動を支援します。
 - ・ 優秀な指導者や選手を招いて専門的講習会を開催し、次代を担う選手を育成します。
 - ・ 国、道の機関との連携したスポーツ活動に努めます。
 - ・ 地元選手、チームの活躍を広報紙等を活用して発信します。
 - ・ スポーツに関するホームページの充実を図ります。
- ・ 八雲町にゆかりのある優秀な選手の活動を応援します。
 - ・ 優秀な選手を応援する後援活動を支援します。
 - ・ 優秀な選手や指導者を讃え表彰します。
 - ・ 八雲町のスポーツ活動や施設を全国に発信します。
 - ・ 優秀な選手の活動を紹介します。
 - ・ 見るスポーツ、聞くスポーツの普及に努めます。
- ・ 各種全道大会を誘致し、町の活性化を図ります。
 - ・ 受け入れに関する関係団体との連携を図ります。
 - ・ 来町を希望する合宿チームを積極的に受け入れます。
 - ・ スポーツ合宿の情報提供の充実を図ります。
 - ・ 講習会などを企画し、地元スポーツチームや選手との交流を促進します。
 - ・ スポーツ合宿の受け入れ体制と町民の協力体制づくりを促進します。
- ・ 既存のスポーツ施設の修繕、改修を進めます。
 - ・ 学校体育施設の有効活用を図ります。

領域5 学校給食

1 現状と課題

本町においても、朝食の欠食や偏った栄養摂取などによる肥満や、体質や食生活の変化による食物アレルギーなど、子どもたちの健康を取り巻く問題が取り上げられています。

子どもたちが日常生活における食事について、正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を営むことができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

2 課題解決と改善の基本方向

基本方向	基本目標
1 学校、家庭、学校給食センターの連携を強化し、学校給食の内容充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 安全・安心な学校給食の充実を図ります。○ 地元食材の利用拡大を図ります。○ アレルギー対応の充実を図ります。
2 栄養教諭による食育指導の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒の望ましい食習慣の育成を推進するための組織の充実を図ります。○ 子どもの正しい食習慣に活かすための情報を提供します。

そのため、学校給食においては、衛生管理を徹底しながら新築移転した学校給食センターの機能を活かし、アレルギー食を含めた魅力ある献立づくりや良質な食材の選定など、栄養教諭を中心として学校・家庭・地域が十分に連携をとり、安全・安心な学校給食の充実を図っていく必要があります。

また、食を通じた地域理解や地域の食文化を継承するため、地元食材を多く取り入れた給食の提供に取り組む必要があります。

具 体 的 な 方 策

- ・ 魅力ある給食献立の充実に努めます。
 - ・ 衛生管理の徹底を図ります。
 - ・ 「食育の日」の設定をし、児童生徒の意見を活かした献立作成に取り組みます。
 - ・ 生産者の協力を得て、地元食材のより一層の活用を図ります。
 - ・ 学校や家庭と密接に連携し、児童生徒の状況に相応しい給食の提供に努めます。
-
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた給食指導の充実を図ります。
 - ・ 家庭との連携による正しい食生活の指導と習慣化を推進します。
 - ・ 好き嫌いを無くす調理の工夫を図ります。
 - ・ 給食日より、ホームページなどの情報提供の充実を図ります。

保健体育部会の審議経過

会 議	内 容
<p>第 1 回保健体育部会 (令和 4 年 5 月 30 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期八雲町教育推進計画について 八雲町教育推進計画および策定委員会、部会について確認 ・ 第 2 期八雲町教育推進計画（前期）の各領域の進捗状況および評価について 領域 1 ～ 5 の現状と課題を確認 ・ 第 2 期八雲町教育推進計画（後期）の保健体育分野素案について 前期の課題に基づき作成した素案を確認、検討 ・ 今後の部会について日程確認
<p>第 2 回保健体育部会 (令和 4 年 7 月 15 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期八雲町教育推進計画（後期）の保健体育分野素案について 第 1 回部会時の意見に基づき作成した素案（修正案）を確認 保健体育分野について、策定委員会での審議意見等を反映させたのち、パブリックコメントを実施することを了承された。

資料

用語解説

	初出ページ	用 語	解 説
あ	6	ICT	ICT (Information and Communication Technology) とは、情報処理および通信技術を総称する用語であり、日本語では情報通信技術などと訳される。
	1	IoT	Internet of Things”の略称。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。
い	3	生きる力	平成 20 年 1 月 17 日の中央教育審議会で用いられた語。現学習指導要領では、生きる力を「知・徳・体のバランスのとれた力のこと」としている。 ①知＝確かな学力 基礎、基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力 ②徳＝豊かな人間性 自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性 ③体＝健康・体力 たくましく生きるため健康で過ごすことや体力をつけることなど また、文部科学省は「生きる力」を身につけるための 3 つの柱「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をあげている。
	7	いじめ	※いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下のとおり定義されている。 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
	13	インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている。
え	1	AI	Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス) の略称。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来見えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。

	15	ALT	Assistant Language Teacher (=外国語指導助手) の略で、外国語の指導において日本人教師を補助する。八雲町には現在「語学指導等を行う外国青年招致事業 (JET プログラム)」を通じて2名のALTが配置されている。
か	1	学習指導要領	全国どの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法に基づき定めた、教育課程を編成する際の基準である。昭和33年以来、ほぼ10年ごとに改訂され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から新学習指導要領が全面实施されている。
	28	学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された任命された保護者や地域の方々が学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組みである。学校運営協議会には「校長の学校経営の方針等を承認する。」「当該学校の教育推進について学校や教育委員会に意見を述べることができる。」「当該学校の教職員の人事について意見を述べることができる。」などの役割がある。
	19	カラフル	「育ちと学びの応援ファイル カラフル (個別の支援計画)」保護者が子どもの発達につまづきや不安を感じた時にこのファイルを必要に応じて支援者や関係者、学校などに見せることにより、子どもの状況が理解され、より適切な支援を受け取ることができる。
	8	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて、学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程を編成・実施・評価し改善していくこと。
	15	考え議論する道徳	生徒一人一人が自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探求し、「納得解」(自分が納得でき周囲の納得も得られる解)を得るための資質・能力を育む道徳教育の在り方をいう。
き	3	キャリア教育	学校で学ぶことと社会との接続を意識し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリアの発達を促す教育をいう。
	53	近代遺産	明治から昭和(第2次世界大戦まで)の近代化に関する文化財
こ	3	合理的配慮	障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。ただし、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。
	19	個別の指導計画	学校において、子ども一人一人の状況や教育的ニーズに応じて作成されている指導計画。障がいのある子どもや発達につまづきの見られる子どもにおいては作

	1	コミュニティ・スクール	成が必須となっている。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定された「学校運営協議会」を設置する学校。コミュニティ・スクールは、任命された保護者や地域の方々が一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」の仕組みである。
し	21	自己有用感	「人の役に立った」、「人から感謝された」、「人から認められた」など、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。
	6	社会に開かれた教育課程	よりよい教育課程を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にししながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図ることを目指すものをいう。
	8	小中一貫教育	同じ校区の小学校と中学校が、目指す子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、一貫・連携して教育に当たること。
	23	新体力テスト	文部科学省が実施する体力、運動能力テスト。国民の体位の変化、急速な高齢化、スポーツに関する研究・学問の進展に対応し、きめ細かな体育・スポーツ指導や行政上の基礎資料として活用することを目的としている。文部科学省では全国の小学校5学年の児童と中学校2学年の生徒に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」のひとつとして悉皆で実施している。また、多くの学校が児童生徒の体力や運動能力等の状況を把握分析するために全学年で実施している。
ち	8	チーム学校	中央教育審議会において、2015年12月「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」で答申された。校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校をいう。
と	15	特別の教科道徳	児童生徒への道徳性を一層育むため、道徳の時間を「特別の教科道徳」とし、年間35時間の授業時数を確実に確保するとともに、検定教科書を用い質的な転換を図ることとした。
ね	23	ネットパトロール	インターネット上にあるウェブサイトを巡回し、著作権侵害・わいせつ物頒布・覚醒剤売買などの違法行為や、犯罪・自殺幫助などの有害な情報を見つけ出すことで、各学校には学校及び児童生徒に関する情報が書き込まれていることがないか、犯罪に巻き込まれていないか、有害な情報に触れていないか等計画的に確認することが義務付けられている。

ひ	1	ビッグデータ	人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。明確な定義は存在しないが、一般的には Volume (量)、Variety (多様性)、Velocity (速度あるいは頻度) の「3つのV」を高いレベルで備えていることが特徴とされている。また近年では、これに Veracity (正確性) と Value (価値) を加えた「5つのV」をビッグデータの特徴とするとも言われている。
	6	PDCA サイクル	学校運営などに関して、P (plan=計画) D (do=実践) C (check=評価) A (action=改善) の4つの段階を計画的に回し、学校を継続的に改善すること。
ふ	55	ブックスタート	乳幼児健診時に、読み聞かせと併せて絵本を無償提供し、家庭での親子による読書活動の推進を支援する事業のこと。
	3	不登校	年間30日以上長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるもの。(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)
	13	プログラミング (教育)	令和2年度の新学習指導要領の全面実施から小学校において必修化される。子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができることを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育むこと。
	53	文化的景観	地域における人々の生活または生業及び地域の風土により形成された景観地のこと。(棚田、里山、用水路など)
ま	39	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のこと。遺跡や考古資料と同じ意味。

第2期八雲町教育推進計画（後期）策定委員会全体審議会経過

会 議	内 容
第1回策定委員会 (令和3年12月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・委員会役員選出及び部会構成 ・第2期八雲町教育推進計画（後期）諮問 ・答申までの日程及び計画について
第2回策定委員会 (令和4年9月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期八雲町教育推進計画（後期）各部会の素案について <p style="margin-left: 20px;">学校教育部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 領域1 学校経営、教育課程 領域2 教科等、特別支援教育 領域3 生徒指導、健康・安全指導、キャリア教育 領域4 学校と家庭・地域との連携 領域5 教育環境 <p style="margin-left: 20px;">社会教育部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 領域1 少年教育 領域2 青年・成人教育 領域3 高齢者教育 領域4 家庭教育・地域教育力 領域5 芸術文化活動 領域6 文化財活動 領域7 図書館活動 領域8 生涯学習・社会教育施設 <p style="margin-left: 20px;">保健体育部会</p> <ul style="list-style-type: none"> 領域1 少年教育 領域2 成人教育 領域3 高齢者教育 領域4 競技スポーツの推進 領域5 学校給食
第3回策定委員会 (令和4年12月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期八雲町教育推進計画（後期）答申案の承認 ・第2期八雲町教育推進計画（後期）答申

第2期八雲町教育推進計画（後期）策定委員会 部会別名簿

区分	委員会職名	氏名（敬称略）	所属・職名	備考
	会 長	小林 元彦	社会教育委員	
	副 会 長	西田 浩人	八雲小学校長	
学 校 教 育 部 会	部 会 長	西田 浩人	八雲小学校長	
	副 部 会 長	本庄 伯幸	落部小学校長	
	〃	増田 正弘	野田生中学校長	
	〃	高橋 一矢	八雲高等学校長	
	〃	相木 洋幸	八雲町PTA連合会代表	
	〃	木村 さえ子	一般公募	
	〃			
	事 務 局 員	三坂 亮司	学校教育課長	
	〃	小林 卓也	学校教育課参事	
	〃	松浦 真理子	学校教育課課長補佐	
〃	若山 晋悟	学校教育課施設係長		
〃	野口 義人	熊石教育事務所長		
社 会 教 育 部 会	部 会 長	小出 政彦	八雲町地域子ども会育成連絡協議会代表	
	副 部 会 長	田中 登	熊石中学校長	
	〃	幸村 恒夫	八雲町文化財保護審議会代表	
	〃	太田 幸恵	八雲町立図書館協議会代表	
	〃	松草 京子	八雲文化団体連合会代表	
	〃	富田 直和	若人の集い代表	
	〃	石岡 貴志	八雲町PTA連合会代表	
	〃	伊藤 明彦	浜松小学校長	
	〃			
	事 務 局 員	佐藤 真理子	社会教育課長	
〃	長谷川 聡司	社会教育課課長補佐		
〃	大谷 茂之	社会教育課文化財係長		
〃	笹田 幸男	図書館管理係長		
保 健 体 育 部 会	部 会 長	阿部 政邦	八雲町スポーツ協会代表	
	副 部 会 長	安住 真	スポーツサークル（熊石地域）代表	
	〃	樋渡 智子	八雲町スポーツ推進委員会代表	
	〃	横手 梨沙	八雲町スポーツ少年団代表	
	〃	掛村 陽介	スポーツサークル（八雲地域）代表	
	〃	板木 聖吾	八雲町学校給食センター運営委員会代表	
	〃	沢田 慶毅	山越小学校長	
	〃	石岡 一智	八雲中学校長	
	〃			
	事 務 局 員	伊藤 勝	体育課長	
〃	沢 千尋	体育課体育係主事		
〃	三坂 亮司	学校給食センター所長		
〃	鈴木 ゆかり	学校給食センター次長		

あ と が き

「八雲町教育推進計画策定委員会」では令和3年12月に教育長から「第2期八雲町教育推進計画（後期）」策定の諮問を受けました。

以来、「学校教育部会」「社会教育部会」「保健体育部会」の3つによる部会での検討や草案の作成と、3回の策定委員会及び令和4年10月25日からのパブリック・コメントの実施を経て、令和4年12月2日、答申にまとめることができました。

新しい「第2期八雲町教育推進計画（後期）」は21世紀の八雲町を担う子どもたち一人一人の個性や特性を伸ばし、新しい時代を創造する豊かな人間性を育むことを掲げた「第2期八雲町教育推進計画（前期）」の成果を引き継ぎ、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となるための積極的かつ効果的な施策をまとめております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻など、日本のみならず全世界に影響を及ぼす事態が起き、世界規模で先行き不透明な状況が続いています。このような激動の時代にあっても、八雲町民の期待と信頼にこたえる教育を推進し、八雲町の未来を築く人材の育成が何より重要であると考えております。

最後に、本計画の策定にあたり大変なご努力をいただきました西田浩人学校教育部会長、小出政彦社会教育部会長、阿部政邦保健体育部会長をはじめ、各部会副部会長、策定委員の皆様、事務局員の皆様に、心より敬意と感謝を申し上げます。

今後の八雲町教育の推進にあたっては、本答申の内容が町教委関係機関や各種団体並びに町理事者の方々に教育施策の推進の指針としてご理解ご活用いただくことをお願い申し上げます、あとがきといたします。

令和5年3月1日

八雲町教育推進計画策定委員会 会長 小林 元彦

